九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

国際的信用制度と世界市場恐慌(I)

徳永, 正二郎

https://doi.org/10.15017/4474774

出版情報:經濟學研究. 43 (3), pp. 23-53, 1977-10-10. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

国際的信用制度と世界市場恐慌(1)

徳 永 正二郎

目 次

はじめに――問題の所在

- Ⅰ 世界市場恐慌の一般的表象と分析上の留意点
- Ⅱ 信用制度と過剰生産
 - 1 恐慌の一般的原因規定と産業循環の形態規定 との相対的区別
 - 2 生産価格・商業信用・信用貨幣――それらの 相関性と価格膨張メカニズム
 - 3 信用制度の2側面と過剰生産の契機
 - A 1833年の銀行条令とイギリス銀行制度
 - B 信用貨幣制度と信用・資本の創造――信用 制度の2面性との関連で――……以上本号
- 資本蓄積の国際的連動性と国際的信用
- Ⅳ 国際的信用制度と一般的世界市場恐慌

はじめに――問題の所在

戦後の国際通貨問題は、ドル危機の問題として集約できる。しかし、ドル危機の問題が国際通貨ドルによる決済の制度の崩壊の問題であると短絡に処理してしまうには大きな疑義が残る。たしかに、いわゆるドル危機の時代、1960年代に流動性ベーシスでのアメリカ国際収支の推定累積赤字は約350億ドルを数え、この間国際的金融市場はニューヨークからユーロ市場へと大きく傾斜していった。

だが、このユーロ市場は基本的にはユーロダラー市場であった(いわゆるニクソン・ショックの年、1971年当時ユーロカレンシーのうちドルの構成分は76%を数えた)。1963年の金利平衡税の設定にはじまる60年代の諸種の対外投融

資の規制措置のもとで遂行された, アメリカの 国内均衡策と国際均衡策(対外資本流出の抑制) との人為的な結合は、国際金融市場としてのニ ューヨークの地位を急速に下降させたが、ドル による決済のシステムそのものまでも崩壊させ たわけでも、また国際金融市場におけるアメ リカ系銀行の支配的役割が喪失したわけでもな い。逆に、ユーロ市場の発展はアメリカ系銀行 の対外進出と歩調を合せていたのであり、後者 は本来ニューヨークでなすべき貿易金融業務, 中期および長期の諸種の投資銀行業務を外国、 とりわけヨーロッパにおける借入れによって遂 行していった。1) と同時に、ユーロダラー市場 の形成は、その預金の受入れおよび貸付がド ルにもとづいておこなわれることの別の表現で あり、ドル体制の枠内における取引であること を教えている。いいかえると、ユーロダラーそ のものは「特殊なタイプのドルではないのであ って、・・・ヨーロッパに預け替えられたドル

1) U.S. Congress, Senate, Committee on Finanse, Subcommittee on International Trade on Investigation, Implications of Multinational Firms for World Trade and Investment and for U.S. Trade and Labor, 1973, p. 487 ff.

尚1970年当時、全世界に張り巡らされたアメリカ系銀行の外国支店〔(表一序)参照〕のもとに526億ドル、とりわけヨーロッパの支店に392億ドル(うち、イギリスの支店に297億ドル)の資産/債務(assets/liabilities)があり、そのうちの415億ドルが預金債務(その預金債務の約90%、365億ドルが定期性預金)であった。これは、ドルの構造的赤字がユーロ市場形成の基本的契機であることを端的に示している。

₽

3 近

												(-	内(17.10)总	((((((((((((((((((((
	カテゴリー	1960	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	
I	アメリカ本国店:		-												
	外国居住者への銀行信用	\$4.2	\$9.4	\$9.7	\$9.6	\$9.8	\$9.2	\$9.3	\$9.7	\$12.1	\$13.4	\$17.2	\$29.0	\$30.5	
	外国居住者預金(外国支店 への預金を除く)	9.1	13.4	13.6	12.6	14.4	14.7	16.5	16.5	17.1	17.4	21.8	24.2	23.0	
	外国支店預金	-	1.2	1.3	4.0	4.2	6.0	12.8	7.7	0.9	1.4	2.5	4.5	2.8(6)	月末)
I	* 海 外 支 店:														
	海外支店をもつ銀行数	8.	11	13	13	15	26	53	79	. 91	108	125	125	N A***	
	海外支店数	131	181	211	244	295	375	459	536	583	627	699	732	N A	
	海外支店資産	\$3.5	\$6.9	\$9.1	\$12.4	\$15.7	\$23.0	\$41.1	\$52.6	\$67.1	\$77.4	\$118.0	\$151.9	\$160.2(6)	月末)
I	エッジおよびアグリメント会社	:													
	会 社 数	15	38	42	49	53	63	71	77	85	92	104	114	NA	
	資 産	ΝA	\$0.9	\$1.0	\$ 1.4	\$1.5	\$2.5	\$3.5	\$4.6	\$5.5	\$6.0	\$6.9	NA	NA	
X	ŧ														
-	全商業銀行(アメリカ国内)														
	全 資 産	\$255.7	\$343.9	\$374.1	\$401.4	\$448.9	\$498.1	\$527.6	\$576.2	\$640.3	\$732.6	\$827.1	\$906.3	\$898.3(9)	月末)
	全 預 金	\$228.4	\$305.1	\$330.3	\$351.4	\$394.1	\$432.7	\$434.1	\$480.9	\$537.9	\$612.8	\$677.4	\$741.7	\$721.0	

^{*} 海外支店 (overseas branches) は外国のみならずアメリカ直轄統治地(possessions)および準州(territories)の支店を含む

(出所) U.S. Congress, House of Representatives, Committee on Banking, Currency and Housing, International Banking:

A Supplement to a Compendium of papers prepared for the FINE Study, 1976, p.79.

^{**} 支店資産は支店間残高 (interbranch balances) を含む *** 利用不能

は米国の銀行にとどまって」おり²⁾, 外国為替取引を伴うことなく, すなわちアメリカの国際収支に影響を与えずに, アメリカ以外の国際金融市場でドルによる貸付・返済を行いうるシステムが, ユーロダラーシステムである。

したがって、ユーロダラー市場において、ア メリカ系銀行が ユーロ ダラーの 主要な 媒介者 (ユーロダラー預金の受入れと貸付の媒介者) であるかぎり、ユーロダラー市場におけるドル の貸付とニューヨークでのドルの貸付との間に は、機能上基本的に差異はない。ただ、ドルが ニューヨーク金融市場においてではなく、いわ ゆるユーロ市場で貸付けられるのは、国内均衡 と国際均衡との間に矛盾をかかえたアメリカ金 融資本が、国内均衡を優先する政策のなかで、 ニューヨークの国際金融市場としての機能を一 時的に凍結し、その代替機能をアメリカの外部 に, つまりアメリカの国内金融政策に影響を及 ぼすことのない外部市場に求めたという特殊性 が、そこにはある。しかし、その外部市場もド ルに基盤をおく国際金融市場であり, アメリカ 系銀行が主たる役割を果す場であった。このこ とは、(表一序)からもわかるように、アメリカ系 銀行の外国への進出が、(1969年以降の中小銀 行の,国内への資金取入れを目的とした,ナッソ ー等への支店設置は別として)1963年の金利平 衡税の設置、1965年の自発的対外投融資規制、 1968年の強制的対外投融資規制と対応している ことからも推測しうるであろう³⁾。(もちろん

これは、世界経済におけるアメリカの経済力の相対的低下=ドル体制の侵食を意味するが、他面では、ユーロ市場におけるアメリカ系金融機関を媒介とする資金調達によって、多国籍企業がヨーロッパを中心とする先進諸国の市場支配力を形成してゆく様をみるとき、より寄生性、腐朽性を増幅した形態で金融資本の世界支配体系が再編成されているという状況を認めざるをえないであろう。4))

自発的,強制的 対外投資 規制に対 応した時 期に あらわれた国内高金利に対処して,66以降その受 け入れは急に増加している。他方, このようにア メリカがユーロ市場から 資金を とり 入れる 反面 で、1972年まで外国人の預金はほとんど横ばい状 態である。70年以降、アメリカ国内における国内 均衡優先策, すなわち国内金利の低下のなかで, 外国支店への大量の返済がなされた。また、とく に変動相場制への移行後(1973年以後)アメリ カ国内でのドルの累積残高がふえてきている。 これは、1972年から1974年まで(実質的にはそれ 以後も)のヨーロパッパ7ヵ国の為替管理的施策 と1974・75年の世界的不況でユーロ市場の機能が 相対的に低滞していることを示している。ただ、 海外支店の資産は, この時期, 開発途上国と英伊 両国の半官企業を中心に伸び、今日の累積債務問 題の基盤が形成されたことを教えている。

4) 木下悦二教授は、1917年(社会主義国の成立) を基準にして「古典的帝国主義の時代」と「解体 期の帝国主義の時代」とに区分されるとともに, 帝国主義の一般的 規定を、レーニン『帝国主義 論」のそれをも含めて、「金融資本の世界支配体 系」に帰結されている。そして, 「アメリカ体制 の危機・動揺はそのまま帝国主義体制の危機では ないのであって, 前者が動揺を余儀なくされてい る反面において金融資本の世界支配体系, すなわ ち全体としての帝国主義体制は近年かえって強化 されているのである」と 指摘 されて いる。 つま り, 先進資本主義国間の不均等発展が世界分割戦 争につながらないのは, 社会主義の存在や後進諸 国の反植民地運動に基本的に制約されて, 「相互 の利害対立よりも共通利害がはるかに大きくなっ ているからである」,と。(「戦後世界経済の一視 角」『現代資本主義の諸問題』(故吉村教授追悼 論文集)16-17頁)。

ユーロダラー市場の形成と発展は、このような 不均等発展下で生じた「金融資本の世界支配体 系」の再編成として理解されるべきであり、外国 の資本(ユーロ市場での黒字国の余剰ドル)を運 用して「世界市場の寡占的分割支配」を遂行する

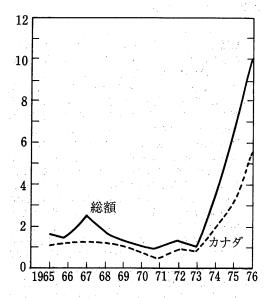
²⁾ P. Einzig, The Euro-Dollar System: Practice and Theory of International Interest Rates, 1964, p.10 (塩野谷九十九・大海宏訳『ユーロ・ダラー』14頁)。

³⁾とくに、アメリカとの関係でユーロ市場をみると、(表一序)のカテゴリー I 項からわかるように、1963年の金利平衡税のあと、アメリカの親銀行は外国支店から預金を受け入れ、1965年、1968年の

1973年以降の変動相場制への移行、オイルマネーの還流と対応して、ニューヨーク国際金融市場に新たな展開がみとめられる。(表一序)のカテゴリー I および(図表一序)からも確認できるように、同市場が休眠状態から覚め、活発に機能しはじめたことである 50。とりわけ、

(図表一序) アメリカで発行された外国債

(単位10億ドル)



(出所) The Morgan Guaranty Survey, June 1977, p.10.

1974年1月には、金利平衡税をはじめ一連の対外投融資規制が撤廃され、ニューヨークが国際金融市場としての役割を急速に回復している。

多国籍企業の運動(木下悦二「過剰ドルと多国籍企業」生川栄治編『現代の金融資本』231-33頁) も、帝国主義の腐朽性、寄生性のより発展した段階として位置づけられるべきであろう。もちろん、この腐朽性、寄生性が経済成長を否定するものでないことは、60年代の『高度成長』が証明したが、それはまた、1974・75年の不況のなかで、資本制生産固有の性格、すなわち過剰生産という性格が死滅していないことをも暴露した。 もちろん、これでもって国際金融市場としてのユーロ市場の役割の低下という短兵急な結論を持ち込むことは厳しく戒められなければならない〔(表一序)のカテゴリー I 参照〕。だが、この事態は、すくなくともニューヨーク国際金融市場の機能停止が絶対的なものではなく、客観的条件が回復すれば、同市場を基盤として本来のドル決済、ドル金融のメカニズムが機能しうることを事実をもって教えてくれている。

以上概観したように、戦後の国際金融市場を特徴づけるユーロ市場も、それがユーロダラー市場として考察されるかぎりでは、「ドル」から逸脱したものではなく、ドル決済、ドル金融制度の特殊歴史的な現われであることがわかる。したがって、1960年代の資本主義世界、とりわけ先進資本主義諸国の経済を代名した「高度成長」の背後に、ドルを基盤とした国際金融市場(ユーロ市場)の存在を認めることができるのであるが、そこからわれわれは、つぎのような問題が提起されているのに気づく。

第1に、国際通貨が機能するメカニズムを分析する視角との関連で、1つの問題を確認しうる。1958年以降、とりわけ60年代に明白となったアメリカ国際収支の恒常的な赤字構造とEECおよび日本経済との対比ではっきりとしていたアメリカ経済の相対的停滞化のもとで、いわゆるドル危機が問題視された。けれどもそのドル危機はかならずしも国際通貨ドルを基盤とするグローバルな決済および金融のメカニズムが崩壊したことを意味してはいなかった。逆に、アメリカ系金融機関が積極的に対外進出をし、ユーロダラー市場が急速に成長することによって、アメリカ、つまりニューヨークが国際金融市場としての責務から相対的に解放され、ドル決済ならびにドル金融のためのメカニズムがア

^{5) &#}x27;Foreign Bond Issues in the U.S.: A New Pattern', The Morgan Guaranty Survey, June 1977, pp. 9-12.

メリカ以外の土地で、しかしアメリカ金融資本を中心にして再編成されていった。この結果、アメリカ自身は金利平衡税にはじまる諸措置を要塞として、EEC諸国あるいは日本等の「高度成長」路線の足をひっぱることなく、独自に失業問題、すなわち経済成長策を追求することができた5年)。そればかりか、ここでの問題とは直接関係しないが、アメリカ系多国籍企業は、1965年および1968年の自発的および強制的対外投融資規制のもとで、巨大なドルの累積赤字にもとづいて形成されたユーロ市場60から、アメリカ系金融機関を媒介とし、それと癒着することによって、直接投資のための資金を調達し、コーロッパ市場に進出してゆきさえもした。このことは、アメリカ国際収支の恒常的赤字様なお問題によって、は、は制の兵機としては、アメリカ国際収支の恒常的赤字様なお問題によって、は、は制の兵機としては、アメリカ国際収支の恒常的赤字

このことは、アメリカ国際収支の恒常的赤字 構造を根拠にして、ドル体制の危機、したがっ て国際通貨ドルによる決済ならびに金融のメカ ニズムが機能しなくなったとする見解⁷⁾が、か ならずしも当をえたものではないことを教えている。いいかえると、ユーロダラー市場の形成は、国際通貨ドルによる決済のメカニズムをアメリカの国際収支構造と短絡に結びつけて、「資金循環」論的に問題とするのではなく、国際的信用機構と関連づけて問題とすることの必要性を示唆しているといえよう。

第2 に、国際通貨あるいは国際的信用機構の メカニズムと資本主義世界市場の動態との関連 を分析する必要性が示唆されてもいる。1960年 代の資本主義世界経済, とりわけ先進諸国間の 経済を特徴づける代名辞であった「高度成長」 を支えた1つの重要な要因が国際金融市場とし てのユーロ市場の形成であり、かつユーロ市場 の中軸に国際通貨ドルによる決済のメカニズム が存在していたとすれば、戦後資本主義世界経 済における「高度成長」をドル 危機と 対比 さ せ、ドル体制の枠の外で考察するのではなく、 逆に、その「高度成長」と国際通貨ドルの体制 との間の一般的相関性こそが問題とされなけれ ばならないであろう。また、特殊的にはオイル ショックという現象形態でわれわれの前に現わ れたとはいえ、1974年・75年に資本主義世界全

⁵a) 1965年から 69年まで、アメリカの製造業部門 における粗固定資本形成率は34%という高い率を 示した (U.S. Congress, op. cit., p.395)。

^{6) 1973}年までのユーロ市場の資金源は主として工業諸国の累積黒字でこれは 1960年代に 350億ドルに達したと推定されている。しかし、実際に1970年現在中央銀行のドル残高は 140億ドルであり、したがって残り210億ドルが民間に流れ、ユーロダラーの資金源になっていると考えられる(Ibid., p. 461)。

⁷⁾ SDR本位制論を含めた通貨改革案の大半は、このような「ドル体制」崩壊論と結びついていた。 尚、マルクス経済学でも、いわゆる「資金循環論」に視角をおいた新たなドル「形骸化」論が提起されている(真藤素一「国際通貨と金」第4章 以下を参照されたい)。

[「]資金循環」論の視角から国際通貨論を論ずる 学風が近年盛んになっているが、それにたいする 批判として、木下悦二「『国際通貨』について」 (『経済学研究』第42巻第1~6合併号61頁)があ る。ついでに、私の気づいたかぎりで、「資金循環」論の系譜をあげておくと、つぎのとおりであ

League of Nations (F.Hilderdt), Europe's Trade: A Study of the Trade of European Countries with Each Other and with the

Rest of the World, 1941.

^{— ,} The Network of World Trade, 1942. F.Hilderdt, The Case for Multinotional Trade, American Economic Review, vol. 33 (1943)

K.E. Hansson, A General Theory of the System of Multinational Trade, American Economic Review, vol.42 (1952)

C.M.Wright, Convertibility and Triangular Trade as Safeguards against Depression, *Economic Journal*, Sep. 1955.

S.B.Saul, Studies in British Overseas Trade, 1960. (西村閑也・堀晋作訳『世界貿易の構造と イギリス経済』)

馬場宏二『世界経済一基軸と周辺一』1973. 侘美光彦『国際通貨体制』1976. 真藤素一『国際通貨と金』1977.

体を覆った深刻な経済的不況は、資本主義が今 日もなお世界市場を舞台として一般的過剰生産 恐慌を発現させるという資本制生産国有の矛盾 を内在させていることを教えてくれた⁸⁾。した がって、今日の世界経済を分析する際にも、資 本主義世界市場の動態が国際通貨ないし国際的 信用の機構と関連している様について, 一般的 に検討することは、一定の建設的な意味をもつ もののように思われる。 — もちろん,世界市 場恐慌と国際的信用ないし国際的通貨の機構と の,一般的・理論的な相関性を,独占資本主義 あるいは国家独占資本主義を基盤とし、また東 西両体制の対立、南北問題等々新しい世界経済 上の諸問題にとりかこまれている今日の資本主 義世界経済に直接的に適用するという愚は避け なければならないことは、いうまでもないが。

ともあれ、以上で指摘した2点についてわれわれはつぎのように考える。 — すなわち、(1)国際通貨のメカニズムは、国際的信用のメカニズムを基盤として信用論をふまえて分析され、解明されるべきであるのかどうか、また、(2) このような国際的信用の機構が世界経済の動態、したがって世界市場恐慌とどのような相関性をもっているのか、この2点について、一般理論的に検討することが、今日的問題から

かけ離れた机上の論議とは思わない、と。

(1) については、すでに木下悦二教授の研究 8a)が存在する。これを踏まえて、本稿でも、第 \mathbb{I} 節で信用制度と過剰生産との一般的相関性を考察したあと、第 \mathbb{I} 節で、問題とする。また、(2) については、第 \mathbb{I} 節で取り上げて一般的に論究したい。

世界市場恐慌の一般的表象と分析上の 留意点

周知のように、マルクスは、1857年恐慌に至るまでの世界市場恐慌について、輸出入との関連でつぎのように一般的に表象している⁹⁾。

「輸出入について言っておきたいのは、次々にす べての国が恐慌に巻き込まれて行くということ、 またその場合には、 わずかばかりの 例外 を除い て, すべての国が多すぎる輸出入をしており, し たがって国際収支はどの国にとっても逆であり、 したがって問題はじつは国際収支にあるのではな いということがわかってくるということであ る。たとえば、イギリスが金の流出に悩んでいる とする。イギリスは輸入をしすぎたのである。と ころが、同時にほかのどの国もイギリス商品を背 負いこみすぎている。つまり、これらの国々も、 輸入をしすぎたか、または過度の輸入をやらされ たのである。(もちろん,信用で輸出する国と,信 用では輸出しないかまたはわずかしか輸出しない 国々とのあいだには、ある違いが現われる。しか し, その場合にはあとのほうの国々は信用で輸入 するのであって, そうでないのは, 商品がその国 に委託 販売で 送られてくる場合だけである。) 恐

⁸⁾ これと関連して注目したいのは、1973年の合衆 国銀行の 海外活動の 急膨張な 成長である。 この 1年間で海外支店の資産は、対前年比 406 億ドル 増、すなわち52.5%増であった(12月比では56%) [(表一序) カテゴリー ¶ 参照] (U.S.Congress, House of Representatives, Committee on Banking, Currency and Housing, International Banking: A Supplement to a Compendium of papers prepared for the FINE Study, 1976, p.74) ということである。 1971年頃から過剰生産的傾向がしだいに眼につきはじめた段階における、この信用膨張という事象は、われわれが産業資本主義期の世界市場恐慌を問題とする場合にも、期間を短縮した形で、出合う現象である。

⁸a) 木下悦二「世界貨幣・外国為替・国際通貨」 『経済学研究』第39巻第1~6合併号,第40巻第 4・5・6合併号,第42巻第1~6合併号。

⁹⁾ K.Marx 『資本論』第3巻 大月版全集 25b 628-29頁。

慌は、まっさきに イギリスで 起きるかも しれな い。すなわち、信用を最も多く与え最も少なく受 けるこの国で起きるかもしれない。なぜならば、 一般的な貿易収支はイギリスにとって順であって も、国際収支、すなわちすぐに決済されなければ ならない満期になった収支差額はイギリスにとっ て逆だからである。一般的な貿易収支がイギリス とって順だということは,一部は,イギリスが与 えている信用から説明がつき,一部は,大量の資 本が外国に貸してあるので本来の貿易帰り荷のほ かにかなりの量の商品での還流がイギリスにはい ってくるということから説明がつく。(しかし,と きには恐慌がまずアメリカで起きたこともある。 すなわち イギリスから貿易信 用や資本信用を最 も多く受けているこの国で起きたこともある。)イ ギリスでの破局は金の流出から始まり、またこの 流出を伴うのであるが、このような破局はイギリ スの国際収支を一部はイギリスの輸入業者の破産 (これについてはあとで述べる)によって清算し, 一部はイギリスの商品資本の一部分を安い価格 で外国に投げだすことによって、また一部は外国 有価証券の売却やイギリス有価証券の購入などに よって、 清算する。 そこで今度は別の国の番にな る。国際収支は一時はこの国にとって順だった。 ところが、平素は認められている国際収支との 期限差が、今では恐慌のためになくなってしまう か、または、なくならないにしても短縮される。 すべての支払が一時に決済されなければならなく なる。同じことが今度はこの国で繰り返される。 イギリスには今では金が還流し、他方の国からは 金が流出する。一方の国で過剰輸入として現われ るものは, 他方の国では過剰輸出として現われ, また その 逆で ある。ところ が、すべての国で過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 剰輸入と過剰輸出とが起きたのである(ここでわ れわれが言っているのは,不作などの場合ではな く、一般的恐慌の場合である) すなわち、信用と それに伴う一般的な価格膨張とによって助長され た過剰生産が起きたのである。〔最後の部分の付

点のみ筆者〕

1857年には合衆国で恐慌が起きた。イギリスか らアメリカに金が 流出する ように なった。しか し、アメリカで膨張が破裂すると、イギリスで恐 慌が起きて、アメリカからイギリスへの金の流出 が起きた。イギリスとヨーロッパ大陸とのあいだ でも同じだった。一般的恐慌の時期には国際収支 はどの国にとっても、少なくとも商業の発展して いるどの国にとっても、逆であるが、しかし、い つでも次々に、ちょうど連続発射の場合のよう に、支払の順番がまわってくると、逆になるので ある。そして、ひとたび、たとえばイギリスで起 きた恐慌は、これらの支払期限の列をまったく短 い期間のなかに詰めてんでしまうのである。そと で、すべてこれらの国は過剰輸出(したがって過 取引したということ、どの国でも物価が騰貴し 信用が膨張しすぎたということが、明らかにな る。 そして、 どの国でも同じように崩壊が起き る。そこで、金の流出という現象がどの国にも順 々に起きてきて, それはまさにその一般性によっ て次のようなことを示す。(1)金の流出は恐慌 の単なる現象であって、その原因ではないという てと、(2)金の流出がいろいろな国に起きる順 序は、ただ、総決算をする順番がいつそれらの国 にまわってきたか、恐慌の期限がいつそれらの国 にやってきたか, そして恐慌の潜在的な諸要素が いつそれらの国で破裂するか、を示しているだけ だということ。」〔付点筆者〕

上の引用の第1パラグラフの最後で、マルクスは、「すべての国で過剰輸入と過剰輸出とが起きた」という事態、すなわち「信用とそれに伴う一般的な価格膨張とによって助長された過剰生産」が、ある特定の中心国にのみ起こるのではなくて、「すくなくとも商業が発展している」「すべての国で発生している」という事実を、一般的世界市場恐慌との関連で確認してい

る。

また,第2パラグラフにおいても,一般的恐慌の発現時には,「国際収支はどの国にとっても,すくなくとも商業が発展しているどの国にとっても逆になるが,しかしいつでも次々に,ちょうど連続発射の場合のように支払の順序がまわってくると,逆になるのである」と述べ,連続発射の場合のようにすべての国の支払差額が逆になるという恐慌現象は,「これらすべての国が過剰輸出(したがって過剰生産)をすると同時に過剰輸入(したがって過剰取引)をしたということ」の別の表現であること,および金の流出は「恐慌の単なる現象であって原因ではない」ということを強調している。

また、彼は、上の引用にひきつづいて、つぎ のように述べている。

「イギリスの経済学の著述家たち――そして1830年以来の言うに足りる経済学の文献はおもに通貨や信用や恐慌に関する文献だけである――には次のようなことが特徴的である。すなわち、彼らは、恐慌時に為替相場の転換にもかかわらず起きる貴金属の流出を、ただイギリスの立場だけから、純粋に1国的な現象として考察しているのであって、もし彼らの銀行が恐慌時に利子率を引き上げれば、すべての他のヨーロッパの銀行も同じことをやるという事実にたいしては、また、今日彼らの国で金流出の警報が鳴れば、それは明日はアメリカで、明後日はドイツでもフランスでも鳴りわたるという事実にたいしては、固く目を閉じているのである。」

つまり、ここでは、恐慌現象(貴金属の流出)を「ただイギリスの立場だけから、純粋に1国的現象として考察」することの非現実性を指摘して、世界市場恐慌を複数の諸国民経済間の問題として考察する必要を再確認するばかりか、本稿のテーマとの関連で、注目すべき見解を披

露している。すなわち、すでに1830年当時、諸 国の銀行が為替相場の転換に際して貴金属の流 出を避けるために「利子率の引上げ」という金 融操作を駆使したという示唆的表現である。引 用文そのものでは、恐慌現象との絡みあいで、貿 易収支とは相対的に区別される,ある1時点の 瞬間的な支払差額である国際収支を均衡化しよ うとして, 諸国の銀行が利子率を操作したとい う事実が確認されているにすぎない。しかし, 為替相場の変動と国民的利子率格差との相関性 は,産業循環の上昇局面においても一般的に問 題とすることが可能であり、その意味で、ここ では、為替相場の変動としてあらわれる瞬間的 な支払差額(国際収支)の均衡化と諸国民経済 間での利子率の変動という金融操作との関連が 一般的に指摘されているとうけとめることがで きよう。

以上から、つぎのような確認をすることがで きる。

第1。世界市場を舞台として発生する一般的 恐慌は、1国視角から問題とされるべきではな く、世界市場は諸国民経済の複合体であるとい う視角から考察される必要がある。

第2。恐慌時の支払差額の逆調は,貿易収支 の逆調から説明されるのではなく,過剰輸出と 過剰輸入との対応関係を踏まえて,したがって, すくなくとも論理的には,すべての国で貿易収 支が均衡していると仮定しても,その発生根拠 を説明しうることが指摘されている。これは, 恐慌時に支払差額の逆調が,連鎖的に,すく なくとも商業が発達しているすべての国に発生 するという事実からも確認しうる。

第3。同じことであるが、恐慌時における支 払差額の逆調すなわち金の流出は、恐慌のたん なる現象であって、原因ではない。その背後 で、すべての国で過剰輸出(過剰生産)と過剰輸入(過剰取引)が存在し、すべての国で物価が騰貴し、信用が膨張しすぎたという事態が発生している——、とマルクスは確認している。いいかえると、諸国民経済の破綻が一般的世界市場恐慌の形態で同時的に発生する契機として、諸国民経済相互間における物価騰貴と信用膨張の、国際的に連動化されたメカニズムの形成を問題としてみる必要性が指摘されているように思える。

第4。のみならず、1830年代にはすでに、国際収支(瞬間的な支払差額)の調整、したがって貴金属の流出を阻止するために、「利子率の引上げ」によって為替相場を逆転させる試みが採用されていたことが示唆されてもいる。

いまみてきたように、マルクスは、一般的世界市場恐慌を諸国民経済単位で形成される過剰生産(過剰輸出)と過剰取引(過剰輸入)として把握する一方で、これら諸国民経済単位の過剰生産が世界市場恐慌として一般的に発現する契機を、国際的に連動化されて存在する物価騰貴と信用膨張のメカニズムのうちに求めているように思える。

それゆえ、本来の課題である国際的信用と世界市場恐慌(したがって、世界市場を舞台とする産業循環)との相関性を問題とする前に、すくなくとも、つぎの2点について一定の吟味をしておく必要がある。

1つは、「信用とそれに伴う一般的な価格膨張」よって産業循環の上昇局面が形成されるとすれば、国際的信用、国際的な資本蓄積運動の連動性を捨象しても、一国的基盤でそのメカニズムが解明されなければならないであろう、ということである。そのための作業を次節で、

簡単ではあるが、行うであろう。

2つは、諸国民経済相互間で、信用とそれに 伴う物価騰貴によって, 同時的, 並行的に資本 蓄積運動(したがって一般的世界市場恐慌)が 展開されるとすれば, 信用の国際的連関を問題 とする前に,世界市場を舞台とする諸国民経済 相互間の資本蓄積運動の連動化されたメカニズ ムが存在するのかどうかが解明されなければな らない、――そして、このことの解明に立脚し て,世界市場を舞台とする資本蓄積が国際的信 用のメカニズムと相関しているかどうかを分析 することが要求される、ということである。そ れゆえ、第Ⅲ節で、世界市場を舞台とする国際 商品交換の法則とそれが国民経済単位で相対的 に自立して展開される, 資本の蓄積運動に及ぼ す効果とメカニズムについて言及し、その上で 蓄積運動の国際的連動性と国際的信用との関係 を一般的に問題とする。

これら2点をふまえて, 第Ⅳ節で国際的信用 機構の形成と世界市場恐慌との相関性について, 歴史的事実をふまえて論究してみたい。

Ⅱ 信用制度と過剰生産

1 恐慌の一般的原因規定と産業循環の 形態規定との相対的区別

一般的過剰生産恐慌が問題とされる場合に、マルクスにあっては、恐慌(過剰生産)の一般 ・ 的原因規定と産業循環という恐慌の周期性の根 ・ 拠づけとが、明白に区別されている。この区別は、脚注(16)および(11)でも指摘している ように、『経済学批判要綱』、『剰余価値学説 史』および『資本論』に一貫して流れている視 角である。前者の一般的原因規定は、価値と価 格の一致を前提として、資本制生産の一般的諸 条件にもとづいて解明されているのにたいし、 後者においては、競争と信用にもとづいて「信 用とそれに伴う価格膨張によって助長された過 剰生産」とその後に発生する信用の突然の崩壊 によって伴われる過少生産という産業循環の周 期性が分析される。

恐慌,とりわけ世界市場恐慌という現実の恐慌を問題とする場合,この恐慌論分析における2つの視点を相対的に区別し、後者の問題として把握することが、重要である。それゆえ、ここでは、この両者の区別について一定の検討をしておきたい。

マルクスによれば、恐慌、すなわち過剰生産の一般的な原因規定は、価値と価格との一致という前提のもとで、なぜ「購買と販売との時間的および空間分離・・・という恐慌の可能性の形態が、可能性から現実性になるのか、を知ろう」とすることである。かつ、この可能性を現実性に転化する諸条件、すなわち「恐慌の一般的な諸条件は・・・資本主義的生産の一般的な諸条件から説明されなければならない。」10) こ

10) K. Marx『剰余価値学説史』 全集26-I 696 頁。 ここでは、つぎのように敍述されている。 「2 恐慌が商品の価値変動とは一致しない価格変動および価格革命から生ずるかぎりでは、それは当然、資本一般の考察のところで説明することはできない。資本一般の考察のところでは、価格は商品の価値と一致していることが前提されているのである。

の恐慌の原因規定は、『資本論』第3巻第3篇 第15章「この〔利潤率の傾向的低下の〕法則の 内的な諸矛盾の展開」,とりわけ第2節「生産 の拡大と価値増殖との衡突」で与えられている が,彼は別の箇所で,それをつぎのように端的 に表現している,——「すべての現実の恐慌の 究極の原因は,やはり,資本主義的生産の衝動 に対比しての大衆の窮乏と消費制限なのであっ て,この衝動は,まるでただ社会の絶対的消費 能力だけが生産力の限界をなしているかのよう に生産力を発展させようとするのである。」¹¹⁾

さに、なぜ恐慌の抽象的な形態、恐慌の可能性の 形態が、可能性から現実性になるのか、を知ろう としているのである。

4 恐慌の一般的な諸条件は、それらが価格の動揺(これがいま信用制度と結びついていようといまいと) ――価値変動とは違うものとしてのそれ ――にはかかわりがないかぎりでは、資本主義的生産の一般的な諸条件かう説明されなければならない。」

11) この規定は、つぎに引用しているように、価値 と価格との一致という前提のもとで, 信用も相対 的に捨象され、しかも資本制生産、蓄積の法則に 依拠して, あたえられている。つまり, 本稿の脚 注10) でみた『剰余価値学説史』における原因規 定の仕方と『資本論』におけるそれとの間には, 基本的な相違はなんら存在しない。したがって, 伊藤誠氏が、「諸資本の競争と信用の 理論的 展 開 | をふまえて「『資本論』に 特有な 恐慌 論」 (具体的には第3巻第3編第15章第3節「人口の 過剰に伴う資本の過剰」が想定されている)を抽 出され、『学説史』における恐慌論を否定される のは、氏が、マルクスが区別している2つのこと 一、すなわち競争と信用を捨象して分析される 恐慌の一般的原因規定と競争と信用を導入して説 明される産業循環の形態規定(これは,34頁の注 16) で引用しているように、すでに「経済学批判 要綱』にはっきりと明記されている視点である) 一に十分に留意されることなく、前者の問題を 後者の問題と混同され,産業循環の形態規定 こそ が恐慌の原因規定であると表明されること以外の なにものでもない。それゆえに氏は、恐慌の必然 性ではなく、「周期的恐慌の必然性は、・・・諸 資本の競争を媒介する信用制度の規定をとおして あきらかにされてゆかなければならない」(付点 筆者)と強調されるわけである(伊藤誠『信用と

³ 恐慌の一般的な可能性とは、資本の形式的な変態そのものであり、購買と販売との時間的および空間的分離である。しかし、このことはけっして恐慌の原因ではない。なぜなら、それは恐慌の最も一般的な形態、したがって恐慌の最も一般的な表現における恐慌そのもの、以外のなにものでもないからである。だが、恐慌の抽象的な形態が恐慌の原因である、などと言うことはできない。だれでも恐慌の原因を問う場合には、その人はま

それにたいし、マルクスは、産業循環という 資本蓄積の現実的運動について問題とする際に は、それは競争と信用からのみ説明することが できると述べるとともに、この資本の現実的運 動を「過剰生産と過少生産の2つの≪別々の≫ 時期として惜定 | している¹²⁾。

恐慌」104頁。尚,第1章第 $1 \cdot 2$ 節を参照されたい)。〔尚,注 16)を参照されたい。〕 前置きがながくなったが,『資本論』からの引用をつぎに掲げておこう。

「全社会がただ産業資本家と賃金労働者だけで 構成されているものと考えてみよう。さらに次の ような価格変動も無視することにしよう。すなわ ち, 総資本の大きな部分がその平均的な割合で補 塡されることを妨げるような、また、ことに信用 によって発展する再生産過程全体の一般的な関連 のもとではつねに一時的な一般的な停滞をひき起 こさざるをえないような, 価格変動は無視するこ とにしよう。また、信用制度によって助長される 架空取引や思惑取引もやはり無視することにしよ う。そうすれば、恐慌は、ただ、いろいろな部門 の生産の不均衡からのみ, また, 資本家たち自身 の消費と彼らの蓄積との あいだの 不均衡 からの み、説明でさるものであろう。しかし、実際に は、生産に投下されている資本の補塡の大きな部 分は, 生産的でない諸階級の消費能力にかかって いるのである。他方, 労働者の消費能力は, 一方 では労賃の諸法則によって制限されており、また 一方では、労働者は資本家階級のために利潤をあ げるように充用されうるかぎりでしか充用されな いということによって制限されている。すべての 現実の恐慌の究極の原因は,やはり,資本主義的 生産の衝動に対比しての大衆の窮乏と消費制限な のであって, この衝動は, まるでただ社会の絶対 的消費能力だけが生産力の限界をなしているか のように生産力を発展させようとするのであるし (『資本論』 第3巻 25b 618-19頁)。

12)「しかし、いま問題であるのは、潜在的恐慌のより進んだ発展――現実の恐慌は、資本主義的生産の現実の運動、競争と信用からのみ説明することができる――を追跡することである。といっても、それは、恐慌が、資本の諸形態規定から出てくるかぎりにおいてであり、そして、この諸形態規定が、資本としての資本に特有なものであって、資本の商品および貨幣としての単なる定在のなかに含まれていないものであるかぎりにおいてである。」(『剰余価値学説史』 全集26- ■ 693頁)

「信用が資本の価値増殖のこうした諸制限を止揚するのもまた、信用がそれらの諸制限をそのもっとも一般的な形態へとたかめ、過剰生産と過少生産の時期を2つの≪別々の≫時期として措定す

それゆえ、産業循環を問題とする場合には、一方では、「信用とそれに伴う一般的な価格膨張とによって助長された過剰生産」(マルクス全集25b629頁)が発生する根拠を、つまり競争と信用が、どのようにして、社会の消費制限(労賃の諸法則と労賃上昇に際しての機械による労働者充用の相対的制限に基づく)を無視して資本の蓄積衝動が一方的に遂行させるのかという問にたいする解答を用意しなければならない。また他方では、盛況期(眩惑的景気の時期)には潜在化している過剰生産が、なぜ、恐慌を介してはじめて資本によって確認されるのかという設題、13)いいかえると過剰生産の時期から過少生産の時期への媒介契機は何に求められるべきであるかという問題が、そこに存在する。

興味深いことに、マルクスは、これら2つの 設題を解く鍵として、共通の基盤をわれわれに 呈示している。その鍵とは商業信用である。まず第1に、好況期(中位期)から盛況期(「過剰 生産と眩惑的景気の時期」) という景気の上昇 局面について、商業信用について貨幣信用(貸付資本)との相対でつぎのように述べている。 ――中位期には、商業信用が膨張するが、それは還流の容易さと規制正しさに支えられているので、貸付資本の需要に たいして 供給が 対応し、わずかな度合でしか銀行信用を必要としない。したがって利子率も 相対的に低い。 しかし、こうなると、貨幣信用だけに頼って事業活動をする山師やあらゆる形での固定資本の大拡

るということによってである。」(『経済学批判要綱』 高木幸二郎監訳 第**Ⅲ**分冊 569頁)

¹³⁾マルクスは、この問題をつぎのように表現している、――「過剰生産のこの2つの形態、〔ブルジョア経済学によって〕過剰生産が否定される形態とそれが確認される形態とは相互にどんな関係にあるか。」(『剰余価値学説史』 全集26- I 671頁)

張や新規企業の大量設立が加わり、利子率はその平均的高さ以上に上昇する¹⁴⁾。

つぎに、恐慌との関わりで、商業信用について、こう述べている。——「再生産過程の全関連が〔商業〕信用を基礎としているような生産体制のなかでは、急に信用が停止されて現金払しか通用しなくなれば、明らかに恐慌が、つまり支払手段を求めての殺倒が、起こらざるをえない。だから、一見したところでは、全恐慌がただ信用恐慌および貨幣恐慌としてのみ現われるのである。そして、じっさい、問題はただ手形の貨幣への転換の可能性だけなのである。しかし、これらの手形の多くは現実の売買を表わしているのであって、この売買が社会的な必要をはるかに越えて膨張することが結局は全恐慌の基礎になっているのである。」150

これから了解しうるように、商業信用が、一方では、弛緩期(過少生産の時期)以降の経済循環の上昇局面の基礎であると規定する、と同時に、他方では、その同じ商業信用が「全恐慌の基礎」、すなわちこの上昇局面の急激な崩落の基礎にもなっていると、マルクスは強調している。

この見解は一見論理上の二律背反を想起させるが,彼が過剰生産を基本的に「信用とそれに伴う一般的な価格膨張とによって助長された過剰生産」と規定していることから,その真意を吸みとることができる。そして,この内容は,端的にはつぎの引用にみてとれる,——「信用が資本の価値増殖のこれらの制限〔G—WとW一Gとの分離〕を取り除くのもまた,ただ信用がこれらの制限をその最も一般的な形態へと高め,過剰生産の時期と過少生産の時期を2つ

の≪別々の≫時期として惜定することによって だけである。^{|16)}

したがって、われわれの課題は、まず、つぎのように限定されてくる。すなわち、なぜ商業信用は、価値から背離した価格膨張をひきおこし、社会的消費力を相対的に制限して、資本に蓄積衝動を与える契機となりうるのか、と。

2 生産価格・商業信用・信用貨幣 — それらの相関性と価格膨張メカニズム

当面の課題に立入る前に、『資本論』から、 1つの興味深い引用をしよう。

(a) 「すべての偶然的な攪乱を無視しても,再生産過程の進行中に絶えず既存資本の一大部分は多かれ少なかれ減価する。なぜならば,商品の価値は,その生産に最初に費やされた労働時間によってはなく,その再生産に費やされる労働時間によって規定されており,しかもこの労働時間は労働の社会的生産力の発展段階では,すべての既存

16) K.Marx 『経済学批判要綱』 ■ 569頁。このように、「周期的恐慌の必然性」(伊藤誠氏) が、『要綱』にすでに明白に存在するという事実は、『要綱』→『学説史』→『資本論』の過程で、マルクスの恐慌論が恐慌の一般的原因規定から「周期的恐慌の必然性の規定」(氏の場合これは、「商品過剰」論から「資本過剰」論への移行と結びつけられている)へと変質したとされる氏の理解が、実質を伴っていないことを教えている。

この意味からは、「『資本論』の恐慌論に並存する対抗的な二様の論理』(伊藤誠『前掲書』83頁) ――これは、32頁の注11)でみたように「恐慌の一般的原因規定」と「産業循環の形態規定」(「周期的恐慌の必然性」)との区別をさしているのだが――は、『剰余価値学説史』、『経済学批判要綱』にまで遡ることができる。

そして、マルクスの恐慌論が『要綱』から『資本論』まで、基本的には一貫性を保持しているということは、いわゆるプラン論争、とりわけ経済学批判体系の最終目標として「世界市場と恐慌」を包摂しようとしたマルクスの考えが、後に、放棄されたかどうかという論争に、1つの示唆を与えるであろう。

¹⁴⁾ K.Marx 『資本論』 第3巻 25b 624-25頁。

¹⁵⁾ 同上 627頁。

資本は,資本蓄積の長い過程の結果としてではなく,相対的に非常に短い再生産期間の結果として現われるのである。」¹⁷⁾

これをわざわざ 引用 したのは、 ほかでも ない。 再生産過程の進行中とは、 いうまでもなく 産業循環の上昇局面を さして いるの だが、 この 引用 (a) で いわれている価値減価に関する 規定は、下の引用 (b) の敍 述とあまりにも 対 照的であるからである。

(b) 「なお、 恐慌のときに明るみに出てくる 産業 資本の過剰については、次のことを言っておきた い。商品資本は、それ自体としては同時に貨幣資 本である。すなわち,一定の価値額が商品の価格 で表わされたものである。使用価値としては、そ れは一定の使用対象の一定量であって、それが恐 慌のときには過剰になっているのである。しかし 貨幣資本それ自体としては、つまり潜勢的な貨幣 資本としては、 それは 不断の 膨張収縮を 免れな い。恐慌の前夜にも恐慌の最中にも,商品資本 は、潜勢的な貨幣資本としての属性では収縮して いる。それは、その所持者やこの所持者の債権 者にとっては(また手形や借入れ金の担保として も), それが購入されたときに比べて, またそれ にもとづいて割引や担保貸付が約定されたときに 比べて、より少ない貨幣資本を表わしている。も し、これが、逼迫の時期には一国の貨幣資本は減 少している, という主張の意味だとするならば, これは、諸商品の価格が低落したということと同 じことである。 とにかく、 このような 物価 崩落 は、ただ以前の価格膨張を埋め合せるだけであ る。 | 18)

この2つの引用(a)・(b)でいわれていることは、産業循環の上昇局面(中位期・盛況期)で、社会的必要労働、すなわち生きた労働によ

って規定される商品の価値量は、労働の社会的 生産力の発展によって、一般的に減価するにも かかわらず、過去の労働によって尺度される潜 勢的貨幣資本(商品価格)は、同じ時期に価格 膨張をする(すくなくとも下落しない)というこ と、すなわち価値と価格の背離の問題である。 そして、恐慌が果たす役割は、物価崩壊によっ て、以前の価格膨張を埋め合せることであり、 それゆえ、恐慌現象の背後に価値法則の貫徹を 認めることができる。

そこで考えなければならないことは、価値から背離した状態で、なぜ一定期間(とりわけ中位期のあとの盛況期¹⁹⁾)、価格が上昇しうるのか、ということである。われわれはそれにたいし、いくつかの契機を抽出しうる。

第1は、生産価格の法則の存在、すなわち「資本は、もしそれに利潤を取るだけの力があれば、競争によって、すべての資本にとって均等な利潤率を取ることを余儀なくされている。均等な利潤率なしにはどんな資本主義的生産もありえない」(『資本論』第3巻 エンゲルスの序文 25a 20頁)という事態の存在である。この生産価格は、まさしく過去の労働、すなわち前貸資本の量によって尺度される社会的平均的利潤率によって体現される。

資本の運動, $G-W < A \\ Pm$ ・・P・・W' -G' は, たしかにその内部に生きた労働によ

¹⁷⁾ K.Marx 『資本論』 第3巻 25a 499-500頁。

^{18) 『}同上書』 第3巻 25b 627-28頁。

¹⁹⁾ われわれがここで、とくに盛況期(過剰生産と 眩惑的景気の時期)を問題とするのは、好況期、 すなわち中位期は不況期の過少生産を基礎として 経済が成長する時期であって、過剰生産は盛況期 に問題となること、ならびにこの時期に陶沙戦と しての競争戦が展開され、「生産は生産諸力を最 高度に緊張させて、ついには生産過程の資本主義 的制限をも越えさせてしまう」からである(「同 上書」 25b 625頁)。といっても、このことは、 好況期における価格上昇を否定するものではもち ろんない。

って価値形成がなされる契機 — 直接的生産過程 (P) — を内包している。しかし,それが社会的必要労働として社会的規定性をうるのは,W' — G' すなわち流通部面においてである。それゆえ,前貸資本という過去の労働によって秤量された生産価格,したがってそれを基盤とした市場価格が,流通過程で価値,すなわち社会的必要労働量の検証をうけないことが確認できるとすれば,価値から背離した価格膨張を説明する契機をつかむことになる。その契機が,商業信用である。

商業信用は、まず、貨幣の機能を支払手段に特定する。そして、「支払手段としての貨幣の機能は、1つの媒介されない矛盾を含んでいる。諸支払が相殺されるかぎり、貨幣はただ観念的に、計算貨幣または価値尺度として機能するだけである。現実の支払が行なわれなければならないかぎりでは、貨幣は、流通手段として、すなわち素材変換のただ一時的な媒介的形態として、現われるのではなく、社会的労働の個別的な化身、交換価値の独立的な定在、絶対的商品として現われるのである。この矛盾は、生産・商業恐慌中の貨幣恐慌と呼ばれる時点に爆発する。・・・貨幣は、突然かつ媒介なしに、計算貨幣というただ観念的な姿から硬貨に急変する。」²⁰⁾

商業信用によって貨幣が支払手段に一面化されるという事態は、一方における信用貨幣の創造への契機と他方における信用停止時点における絶対的商品としての支払手段希求という、2面の契機を内包している。商業信用の連鎖によって諸支払が相殺されるならば、貨幣はただ観念的に、計算貨幣または価値尺度として機能するだけであり、この商業信用の連鎖に立脚して、

単なる計算貨幣としての商業貨幣, さらには本来の信用貨幣である銀行券が創造される²¹⁾。かつ,「信用貨幣そのものが貨幣であるのは, ただ, その名目価値の額によって絶対的に現実の貨幣を代表しているかぎりである。」²²⁾ だが,一定の支払準備金(これは,信用制度の発達している国では事実上世界市場貨幣に集約されるのであるが²³⁾)にもとづいて信用貨幣が発行される場合, その流通量は純粋な金属流通の諸法則と全く無関係であり²⁴⁾,価値と切断された形で,人為的に銀行が「価値章標を創造する」行

尚,商業貨幣の創造(手形裏書譲渡制の形成) および信用貨幣の創造(銀行券流通制度の形成) については,拙著『為替と信用』第3章,第2・ 3節を参照されたい。

- 22) 『同上書』 第3巻 25b 661頁。
- 23) 「第1に、・・・世界市場貨幣の蓄蔵は、当時 [1857 年恐慌当時] は 最少限度に 縮減 されていた。第2に、それは、同時に、信用貨幣すなわち銀行券の兌換性の保証として役だった。このように、それは2つのまったく違った機能を兼ねていた。といっても、どちらの機能も〔支払手段としての――筆者〕貨幣の性質から出てくるものである。というのは、現実の貨幣はつねに世界市場貨幣にもとづいているからである。」(『同上書』第3巻25b689-90頁)。
- 24) 「19世紀中の諸商業恐慌, とくに1825年と1836 年の大恐慌は、リカードの貨幣理論の発展をもた らしはしなかったが, しかしその理論の新しい応 用をよびおこした。これらの恐慌は、もはや、ヒ ュームの場合の16世紀と17世紀の貴金属の減価の ような, 個別的な経済現象ではなくて, ブルジョ ア的生産過程のあらゆる要素の矛盾が爆発する世 界市場の大暴風雨だったのに, 人々は, この大暴 風雨の根源とそれを防御する対策とを, この過程 の最も表面的で最も抽象的な領域、つまり貨幣流 通の領域に求めたのであった。経済的気象学者た ちの学派〔すなわち通貨学派---筆者〕の出発点 をなす本来の理論的前提は、実際のところ、リカ ードが純粋な金属流通の諸法則を発見したという 独断にほかならないのである。彼らにのこされた 仕事は, 信用流通または銀行券流通をこれらの法 則に従わせることだったであった。」(K.Marx. 『経済学批判』全集 13 158頁。)

尚, この点と関連して, 『資本論』 第3巻 第5篇 第34章 「通貨主義と1844年のイギリス銀行立法」を参照されたい。

^{20) 『}同上書』 第1巻 23a 180頁。

^{21) 『}同上書』 第3巻 25a 502-3頁。

為,すなわち信用創造の行為である²⁵⁾。つまり,信用制度が発達している時代には「銀行券の発行がかならずしも正確に金属流通の諸法則に従って調節されるのではないことは,白日のように明らかとなる。」²⁶⁾

さらに、信用貨幣制度のもとでは、手形の割 引, すなわち商業手形と銀行券との置換は, 資 本の前貸とは相対的に区別されなければならな い。すなわち、「手形を振り出すことは、商品を 信用貨幣の一形態に転換することであり、手形 を割引きすることはこの信用貨幣を別の信用貨 幣すなわち銀行券に転換することである。」27) したがって, 商業手形が銀行券と置換されるか ぎりでは、かりに商業手形による取引量が膨張 しても、この膨張は「円滑に行なわれる還流と 拡大された生産という 『健全な』基礎」 (25b) 624頁)のもとでは、利子率の上昇には直接結 びつかない。なぜなら, 「商業信用の拡大と結 びついた還流の容易さと規則正しさとは、貸付 資本の供給を、その需要の 増大にも かか わら ず,確実にして,利子率が上がるのを妨げる」 (25b 624-25頁) からである。

いまみてきた諸契機をふまえて、われわれ

は,産業循環の上昇局面で,価格が膨張するメ カニズムを確認することができる。 つまり、生 産価格の法則によって, すなわち過去の労働に 基盤をおいて生産価格が設定され、それの延長 上で市場価格が形成され、しかも商業信用の相 互的連鎖によって商品取引が展開される場合. それらの手形を銀行券(さらには預金通貨)に 転換する銀行は、商業信用の拡大と結びついた 還流の容易さと規則正しさとに 支えられて、 ほとんど本来の貨幣信用、すなわち銀行信用を 供与しないで,手形による取引を膨張させるこ とができる。いいかえると, 「再生産過程の全 関連が〔商業〕信用を基礎としているような生 産体制」のなかでは、「紙の世界」、すなわち 信用貨幣制度の体制が構築され, 生きた労働に よる価値規定とは相対的に自立して, 生産価格 に基盤をおく市場価格によって取引される機構 が保障され,社会的生産力発展による価値,し たがって物価の下落という価値法則の作用(資 本の価値増殖運動上の制限)が取り除かれる。 すなわち, 「この紙の世界ではどこにも実在の 価格やその実在の諸契機は現われないのであっ て、ただ、地金や硬貨や銀行券や手形や有価証 券が現われるだけ」28) なのである。

それゆえ、銀行に集約される通貨の流通は、 一通貨の節約や速度を不変と前提すれば一 「諸商品の価格と諸取引量とによって」基本的 に規定されている²⁹⁾とはいえ、金属貨幣の流通 とも、いわゆる国家紙幣の流通とも異なるもの である。というのは、銀行券の流通は、国家財 政の範疇を捨象して、一般理論として、しかも 卸売部門に限定して考察される場合、商業手形 という信用貨幣の流通にかわって、この流通を

²⁵⁾マルクスは信用貨幣の発行をはっきりと信用創造と規定している。——「イングランド銀行がその地下室にある金属準備によって保証されていない銀行券を発行するかぎりでは、この銀行は価値章標を創造するのであって、この章標は単に流通手段を形成するだけではなく、この銀行にとってはこの無準備銀行券の名目額だけの追加の——架空のだとはいえ——資本をも形成するのである。そして、この追加資本はこの銀行のために追加利潤をあげるのである。」(『資本論』第3巻25b697頁。)

尚, この引用は, 拙著『為替と信用』の書評でいただいた小野朝男教授のご批判にたいするお答えでもある(「世界経済評論』1976年9月号)。具体的には, 本稿第『節 2項B を参照されたい。

^{26) 『}経済学批判』 全集 13 159頁。

^{27) 『}資本論』 第3巻 25a 543頁。

^{28) 『}同上書』 第3巻 25b 627頁。

^{29) 『}同上書』 第3巻 25b 680頁。

基盤として、別の信用貨幣、すなわち銀行券が 流通している様を教えているにすぎないからで ある。そして、生産価格に基盤をおく、この商 業信用の連鎖のもとでは、W-Gの過程は、金 属貨幣の流通の場合のように、即自的に価値検 証の場とはならない。また,銀行券の発行量が 商業信用のもとで発行された価値から相対的に 分離した価格を表現する商業手形の発行額を表 現するかぎり — この場合,すべての商業手形 が割引されて、銀行の準備資産となると想定さ れたい (3項Bを参照) — , 直接的には, そ の発行量, したがって流通量は, 発券銀行の意 志にも、発券銀行の金準備高とも関係がない。 この側面が, 同じ紙券発行でも国家紙幣の発行 と本質的に異なる。 つまり、「銀行券の 流通 は、イングランド銀行の意志にはかかわりがな いように、これら銀行券の兌換可能性を保証す る銀行内の金準備高にもかかわりがない。・・ ・とはいえ, そういえるのは, もちろん, た だ,今日イングランドで一般的事情のもとでの みのことであり、またイングランドでも、た だ、立法が銀行券発行と金属準備との関係につ いて〔ピール条令のように――筆者〕別なこと を命令しないかぎりである。」30) ここに、銀行 券流通の特異性がある。

3 信用制度の2側面と過剰生産の契機

周知のように、マルクスは、『資本論』第3 巻第5篇第25章「信用と架空資本」で、信用制度を、一方では商業信用に基礎をおいた発券の制度として、他方では貨幣取扱業を基盤とする「利子生み資本または貨幣資本の管理」の制度 として、2面的に考察している。この信用制度 の2側面の規定と関連して、1833年の銀行条令 (The Bank Charter Act, 1833, 3 & 4 Will. c.98) は興味深い。

1830年代にはまだ,1826年の銀行条令(The Banking Copartnerships Act, 7 Geo. IV, c.46)以降,ロンドン近郊65マイル以内の発券業務の独占を法的にも承認され,ロンドン以外に支店設立を認められたとはいえ,イングランド銀行券の流通はロンドンとランカシャー地方に限定されていた(表1参照)。そして,その他の地方における銀行券の流通は,個人銀行と新参の株式銀行に大きく負っていた(表2参照)。とりわけ,株式銀行は,30年代に入ると設立件数も増え,店舗網もイングランド全域に張りめぐらされていき(表3参照),それに対応して株式銀行券の発行量も増加していったのがわかる。

しかし、1830年代の株式銀行発展の歴史的意義は、その発券銀行としての機能に求められるのではない。1826年の条令にもとづいて設立された株式銀行は、本来的に預金銀行業務(deposit banking)に集中し、地方の個人銀行が発券業務を基盤とする傾向をもったのと比べて、対照的であった³¹¹。そして、発券業務を軸にして、イングランド全域に支店網を形成するイングランド銀行にたいし、ロンドン割引市場を媒介環に、イングランド全域(とりわけ農業地域)の貸付可能な貨幣資本を自己の手に集中し、工業地域の産業資本家や商業資本家に自己の名のもとで集中的に貸付をするメカニズム

^{30) 『}同上書』 第3巻 25b 673頁。

³¹⁾ W.M.Scammell, The London Discount Market, 1968, p.116; W.T.C. King, History of London Discount Market, (1st ed. 1936), rep.1972, p.39 (藤沢正也訳『ロンドン割引市場史』52頁)。

(表1) 年別平均イングランド銀行券流通高(本支店別:1828-1837年)

										(単	位:٤)
年	度	1828	1829	1830	1831	1832	1833	1834	1835	1836	1837
グロセ	2 スター	41,000	48,000	49,000	49,000	58,000	51,000	39,000	40,000	85,000	213,000
マンチ	ェスター	258,000	411,000	904,000	1,197,000	1,329,000	1,542,000	1,619,000	1,493,000	1,575,000	1,520,000
スワ	ンジー	60,000	50,000	47,000	40,000	52,000	49,000	60,000	71,000	82,000	99,000
バーき	ミンガム	133,000	178,000	268,000	357,000	419,000	408,000	357,000	332,000	372,000	436,000
りバ	プール	64,000	109,000	212,000	305,000	411,000	561,000	618,000	765,000	873,000	820,000
ブリ	ストル	24,000	59,000	85,000	110,000	122,000	124,000	102,000	90,000	78,000	83,000
ij	ー ズ	16,000	54,000	106,000	157,000	205,000	270,000	236,000	253,000	267,000	215,000
イグも	i スター	10,000	18,000	23,000	27,000	32,000	37,000	36,000	7,000	3,000	2,000
= = =	キャスル	8,000	23,000	35,000	37,000	53,000	51,000	60,000	107,000	126,000	245,000
ハ	. n		29,000	64,000	53,000	63,000	73,000	61,000	54,000	69,000	80,000
ノリ	ッジ	_	_	25,000	40,000	32,000	34,000	26,000	19,000	14,000	13,000
プリ	マス		_	_		· —		43,000	63,000	67,000	73,000
ポー	ツマス					-	_	36,000	63,000	60,000	111,000
(小	計)	(614,000)	(979,000)	(1,818,000)	(2,372,000)	(2,776,000)	(3,200,000)	(3,293,000)	(3,357,000)	(3,671,000)	(3,910,000)
ロン	ドン	20,483,000	18,773,000	18,734,000	16,348,000	15,366,000	15,954,000	15,535,000	14,726,000	14, 168, 000	14,418,000
-		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						* 1834年5月	1日プリマス	へ移転	
合	計	21,097,000	19,752,000	20,552,000	18,720,000	18, 142, 000	19,154,000	18,828,000	18,083,000	17,839,000	18,328,000

国際的信用制度と世界市場恐慌 (1)

(出所) British Parliamentary Papers, Report from the Secret Committee on Joint Stock Bankes, 1838, rep. by IUP, pp.120-21 (Appendix No.4).

(表2) イングランド銀行券および地方銀行券流通高(1833年12月~1836年12月)

(単位:ま)

							(単位・む)
目	付	ロンドン 流 通 高	支店流通高	イングランド銀 行券 流 通 高 計	個人銀行券 流 通 高	株式銀行券 流 通 高	地方銀行券流 通 高 計
1833年1	.2月	15,000,000	3,200,000	18,200,000	8,836,803	1,315,301	10, 152, 104
1834年	4月	15,800,000	3,200,000	19,000,000	8,733,400	1,458,427	10, 191, 827
1	7月	15,700,000	3,200,000	18,900,000	8,875,795	1,642,887	10,518,682
9	9月	15,800,000	3,300,000	19,100,000	8,370,423	1,783,689	10, 154, 112
1	.2月	14,800,000	3,300,000	18,100,000	8,537,655	2,122,173	10,659,828
1835年:	3月	15,200,000	3,300,000	18,500,000	8,231,206	2,188,954	10,420,160
(6月	15,000,000	3,300,000	18,300,000	8,455,114	2,484,687	10,939,801
	9月	14,900,000	3,300,000	18,200,000	7,912,587	2,508,036	10,420,623
. 1	2月	13,800,000	3,400,000	17,200,000	8,334,863	2,799,551	11, 134, 414
1836年:	3月	14,400,000	3,600,000	18,000,000	8,353,894	3,094,025	11,447,919
(5月	14,200,000	3,700,000	17,900,000	8,614,132	3,568,064	12,202,196
9	9月	14,500,000	3,600,000	18,100,000	7,764,824	3,969,121	11,733,945
1	2月	13,500,000	3,800,000	17,300,000	7,753,500	4,258,197	12,011,697

(出所) J.W.Gilbart, The History of Banking in America, 1837, p.133.

(表3) 株式銀行の年別設立件数と店舗(branches)保有数

年 度	18	326	1827	1828	1829	1830	1831	1832	1833	1834	1835	1836
設立件数	汝	3	3	_	7	1	8	7	10	9	9	47
店舗 (branche 保 有 数	es) 数*	31	5		42	7	77	21	121	145	36	123

* 店舗保有数は1837年現在と思われる。

(出所) British Parliamentary Parers, op. cit., 1837, pp.117-20より集計

が、1830年代に、全国的な網をもつ株式銀行群の手で形成されてゆくのである。「〔ロンドンの〕手形市場が信用の国内的配分の代行機関として、営業の規模においても、経済社会における重要性においても、最高の地位に到達したのは、ざっと1830年頃から 6、70年にわたるこの局地的株式銀行の時代であった」32)が、この、ロンドン割引市場を基軸とする全国的な株式銀行網の形成こそ、「信用制度の他方の面、すなわち利子生み資本または貨幣資本の管理」(マ

32) W.T.C.King, op. cit., p. 41 (邦訳54頁).

ルクス)のメカニズムが、全イングランド的規模で形成されたことを意味する。 いい かえると、農業地域の余剰資金がロンドンに送付される一方で、ロンドン割引市場を媒介にして、工業地域でロンドン宛に振り出され、その地方の銀行で割り引かれた内国為替手形がロンドンで再割引され、農業地域の銀行が預金にたいする準備としてその手形を保有するシステム――、この全体的な機構こそ、銀行が「商業世界全体のために借りるということによって、すべての貸し手にたいして借り手を集中する」(マルク

ス)制度の特殊歴史的表現である。

A 1833年の銀行条令とイギリス銀行制度

1826年の条今33)にくらべ、1833年のそれは2 つの注目すべき特徴をもっている。1つは、イ ングランド銀行券を法貨 (legal Tender) とし たこと、および2つは、3ヵ月為替手形と約束 手形にたいし、年利子率5%を越えてはならな いとする利子 制限 (Prevntion of Usury) の規 制を撤廃したことである34)。 (もちろん、株式銀 行形態での預金銀行の設立がロンドンでも認可された ことも重要であるが、すくなくとも30年代には、ロン ドン・ウエストミンスター銀行とイングランド銀行・ ロンドン個人銀行との抗争35)にみられるように、実質 的な意味はさほどなかったように思える。もっとも、 預金銀行業務を主体とする株式銀行網が全イングラン ドに満 遍なく形成されてゆき、株式銀行を軸とした 「貨幣資本の管理」のシステムがその後積極的に形成 される歴史的契機となったという 意味では、軽視で きまい。)

33) 三輪悌三氏は, 1826年の銀行条令の内容をつぎ のように整理されている。——

「1. イングランド銀行の銀行券発行の独占権はロンドン周辺65哩以内にかぎること。

2. イングランド銀行は地方に支店を設立しうること。

3. 地方では株式会社の形態によって発券銀行を設立しうること。

なお、別の法律によって5ポンド以下の銀行券の発行が禁止された。」(三輪梯三「産業資本主義段階における信用制度」『講座信用理論体系』 ■(制度篇) 118頁。)

- 34) T.E.Gregory (ed), Select Statutes

 Documents & Reports relating to British

 Banking 1832—1928 (1st. ed.1929) rep. 1964,

 Vol. 1, pp.22—23.
- 35) 1834年に、はじめてロンドンに設立された株式 頂金銀行、ロンドン・ウエストミンスター銀行の 設立経過とイングランド銀行などとの抗争につい ては、 T.E. Gregory, *The Westminster Bank* through a Century, 1936, Vol. 1, Chaps. ▼~ ▼を参照されたい。

それゆえ、ここでは、1833年銀行条令がもつ上記2つの特徴が、イギリスの近代的銀行制度の形成とどのように関係しているか、簡単にみておこう。

イングランド銀行券が、同行での金との自由 兌換を保証されていたとはいえ、 法貨とされた 背景には、「地方銀行への突然の取りつけによ って生ずる, 予期せざる金流出にたいして, イ ングランド銀行を保護する」36) という意図があ った。事実、1837年恐慌に際して、イングラン ド銀行券は、この国家信用に支えられて金と同 じ役割を果し、イングランド銀行から流出した 地金は、海外向けのものであった³⁷⁾(もっとも、 クラッパムは、恐慌前夜の様相について述べ、1837年 「初期数ヵ月の地金流出は主として対外的であり、 秋と冬のそれは対内的 — すなわち銀行家や大衆間の 不安によったもの――であった」と指摘している。し かし、他方、この同じ時期に、イングランド銀行の手 形の割引収入につぎのような変化があったことをも指 摘している, ――割引収入は, 1836年2月から「8月 31日までの半年間に1万8,500 ポンドにすぎなかった が, つぎの半年間には12万4,500 ポンドにしなり、単 純に計算すれば、約6.7倍のイングランド銀行券が、 1836年前半よりも 1836年の秋と冬に 供給 されたこと を意味する38), と。のみならず、1837年7月、ロンド ンのエスデェール商会 (Sir James Esdaile & Co.) という銀行業者が、主要なロンドン銀行家の熱心な要 請で、イングランド銀行に金融援助を求めた時期に照 応して,大衆に彼らが保有しているイングランド銀行 券を金と兌換するように勧めた広告が、いくつかの新

³⁶⁾ A.Redford, The Economic History of England, 1760—1860 (1st ed., 1931), rep. 1966, p.171.

³⁷⁾ Ibid., pp.171-72.

³⁸⁾ J. Clapham, *The Bank of England: A History 1797—1914*. (1st ed., 1944), rep. 1966, Vol. 2, pp. 153—54 (英国金融史研究会訳『イングランド銀行―その歴史―』 『 167頁)。

聞紙上に掲載された(マンチェスター・ガーディアン 紙は拒絶した)が、おそらく、これも、イングランド 銀行から銀行券をひきだす方策ではなかったかと想像 される(――イングランド銀行は、大衆に与える心理 的影響を考え、広告掲載者の追跡調査について検討し たが、実行しなかった39))。これらの事実はイングラ ンド銀行券が金同様に支払手段として機能していたこ とを教えている。)

てのように、イングランド銀行券の法貨への 転化が、恐慌期地方銀行への取りつけ騒ぎによって発生する、イングランド銀行からの金流出 を阻止するためのものであったとすれば、その ことは、地方銀行が、その預金支払準備あるい は発券準備を、なんらかの形でイングランド銀 行と関わりあって保有していたことを教えてい る。地方銀行の準備とイングランド銀行とを結 びつける環節こそ、ロンドン割引市場であり、 1833年の銀行条令にあるいま1つの重要な規 定、すなわち3ヵ月内国為替手形の利子制限を 撤廃するという条項は、このことと密接に関係 している。

19世紀に入った頃にはすでに、地方個人銀行は、その準備を金で保有せず、政府証券、インド証券、イングランド銀行券などで保有するようになっていた⁴⁰⁾。これは、つぎのような、地方の余剰資金のロンドンへの集中と地方振出・ロンドン宛手形のロンドンへの集中と結びつい

当時, ロンドンの個人銀行は, ロンドン商人 その他から遊休資金を受け取って、今日の当座 貸越-小切手制度に類似した方法で貸付を行う 一方で,コルレス契約を結んでいる地方銀行を 通じて、農業地域の貯蓄(遊休・蓄蔵資金)を 吸収し、その資金は、政府証券に投資するだけ でなく、工業地域で振り出されたロンドン宛為 替手形にたいし, ブローカーを介して前貸をし た。ロンドンでは個人銀行は発券業務をしなか ったので、地方銀行が裏書きしたそれらの手形 は、イングランド 銀行券で 再割引 された。ま た、ロンドン個人銀行(したがってまた地方銀 行)は、金融危機に際しては、自己が保有する証 券を担保にして、イングランド銀行から現金、 すなわちイングランド銀行券をひきだした。41) このように、ロンドン割引市場を媒介にし

このように、ロンドン割引市場を媒介にして、イングランドの遊休、蓄蔵資金がロンドンに、したがって、また国内準備金がイングランド銀行に集中されるメカニズムが形成されてゆく過程で、新たな前進が、1825年恐慌を契機に発生した。第1の変化として、ロンドン個人銀行は、それ以前「一般に源資金(resources)を完全に運用する方針をとり、現金需要が逼迫する際には、イングランド銀行で自由に再割引を受けていた」のにたいし、「この恐慌後は再割引を受けていた」のにたいし、「この恐慌後は再割引を関すていた」のにたいし、「この恐慌後は再割引を対けていた」のにたいし、「この恐慌後は再割引を対けていた」のにたいし、「この恐慌後は再割引を対していた」のにたいし、「この恐慌後は再割引を対していた」のにないし、「この恐慌後は再割の情習を放棄し、・・・それに代って彼等の銘々適当な現金準備を用意し、一部を同行に対する預け金勘定で保有する」「中央準備金制度(central reserve system)」が形成され、この制度が、以後多年にわたってロンドン金融市

ていたと考えられる。

³⁹⁾ W.M.Acres, The Bank of England from Within, 1931, vol. 2, p.465.

⁴⁰⁾ リカードは、1810 年 当 時の『ベンタム評注』で、「最近地金委員会における証言のなかで、次のことが明らかになった。すなわち、地方銀行はロンドンに国庫証券、インド証券、等々の預金を保有している、そして、必要なときには、それとひきかえにイングランド銀行券を迅速に手に入れることができる、と」と述べている〔The Works and Correspondence of David Ricardo、1951、Vol. 3、p.295. (邦訳 『全集』 第 3 巻 347-48頁)〕。

⁴¹⁾ W.H.B. Court, A Concise Economic History of Britain: From 1750 to Recent Times (1st ed., 1954), rep. 1967, pp.94—95, 186—87; W.T.C.King, op. cit., pp.30—34 (藤沢正也訳 41—46頁)。

場を特色づけることになった⁴²⁾。これは,すくなくともロンドンにおいては,預金銀行と中央銀行という縦の関係が近代的形態で(すなわち,中央銀行の金融操作を可能とする方向性をもって)形成されたことを意味する。

第2の変化は、預金銀行業務を本分とする地方株式銀行の発足であり、彼らは、預金残高にたいして相当の利子率を付与して、地方の余剰資金を積極的に吸収集積するとともに、この源資金を完全に運用した。すなわち、「多くの地方株式銀行は、出納現金(till money)として必要な最少限度を別にすると、事実上現金準備をもたず、必要な際には〔ロンドンの手形割引業者を通じて〕再割引によって現金〔すなわちィングランド銀行券〕を賄うことにした」のみならず、「株式銀行家がその源資金を完全に運用することが必要となった・・・結果として、為替手形が投資の手段として強く選好されるようになった。」(43)

ジョプリンは、1836年当時、ほとんどの地方 銀行がその準備の全部を内国為替手形で保有し ていたことを指摘するとともに、それが、1833 年の条令で為替手形にたいする利子制限と関係 していることを強調して、つぎのように述べて いる。

「〔1836年の株式銀行に関する〕委員会は、その 〔支払停止におちいったイングランド・ノーザン・セントラル〕銀行がその全ての準備を為替手形で保有するかわりに、国庫証券(stock)を保有すべきであると考えたように思える。しかしながら、これら株式銀行のいずれもが国庫証券を保有していなかったというのが、言にかなった事実である。法律によって、5%以下の〔利子のみ〕が為替手形に与えられていたような時代には、銀行家、とり

わけ地方銀行家は政府証券を保有し、 たとえ大き な犠牲を払っても, それを売却して非常時に資金 を調達すべきであるというのが、確立された原則 であった。このような場合、彼らはしばしば5な いし10%の損失で 証券を 売処分 しなければ なら ず,その損失は、もし彼らが1ヵ月間だけ資金を調 達したいと思う場合であっても、その期間50ない し100%の歩合で調達することにつながった。しか し, 利子制限法が為替手形については改正され, それゆえに[借手側の]株式銀行は,必要であれば、 このような証券にヨリ高い利子率をつけることが できるようになったので、銀行としては、国庫証 券を保有する場合にくらべてヨリ少ない犠牲でい つでもそれらを担保にして資金を確保できると考 えていると思われる。それゆえに、株式銀行は全 ての準備を為替手形で保有するのである。 |44)

この引用から、われわれは、2つの事実を教 えられる。1つは、1830年代には、ロンドン割 引市場を基軸とした全国的な株式銀行網を基盤 に形成された「貨幣資本の集中」メカニズム が、「商業世界全体のために借りるということ によって, すべての貸し手にたいし借り手を集 中する」という内容で機能するようになったこ とである。すなわち、以前地方銀行は自己のも とに集積された余剰資金で、商業手形というよ りは、むしろ政府証券を購入していたが、この 時期には, 内国為替手形という商業世界の活動 の産物に投資され、それを準備の基礎におくよ うになったことである。同じことだが、ロンド ン手形割引市場が「信用の国内的配分の代行機 関 | となり、それを媒介として、銀行は商業世 界全体のために貸付可能な資本を自己のもとに 集中し, したがって個々の貨幣の貸し手に代っ

⁴²⁾ Ibid., p.37 (邦訳 49頁)。

⁴³⁾ Ibid., pp.39-40 (邦訳 52-53頁)。

⁴⁴⁾ T.Joplin, An Examination of the Report of the Joint Stock Bank Committee, 1836, pp.14-15.

て彼らがすべての貨幣の貸し手の代表者として 産業資本や商業資本家に相対するという状況が ヨリ鮮明になったということである。ここに, ロンドン割引市場を基軸とする全国的な預金銀 行網を「貨幣資本の一般的管理」機構として承 認することが可能となる。

2つに、地方銀行がその全ての準備を為替手形で保有するという事態は、貴金属準備がイングランド銀行に集中的に保有されていることの別の表現である。しかも、すでに指摘しておいたように、イングランド銀行が国家信用を反映した法貨に転化したことにより、イングランド銀行に保蔵される貴金属準備そのものも、国内準備金というよりは、むしろ対外支払準備金としての性格を顕著にもつようになった。この、イングランド銀行への貴金属準備の集中とその貴金属の対外支払準備金としての性格は、1832年の議会の委員会の証言で公けにされた、いわゆる「パアマーの原則」とも照応している。

「平常時にイングランド銀行が銀行券発行量の規制に際して支配される原則はなんであるか。――(パァマー)十分な通貨流通(full currency),したがって為替平価の時期と関連するが,イングランド銀行が(特別の状況下にあるばあいを除いて)その発行高の規制に際して支配される原則は,預金および流通銀行券への対価として受領された価値の一定部分を,利子を生む証券に投資し,それで保有することであり,残りは鋳貨と地金で保有される。現在の状況下で望ましいと思われる割合は,証券で3分の2,地金で3分の1ということができる。それゆえ,わが国の流通量は,それがイングランド銀行に依存しているかぎり,外国為替の動きに従って規制される。」(45)

つまり、イングランド銀行当局者は、その債務(預金と流通銀行券)にたいし、3分の1の 貴金属準備を保有するという原則的見地を表明 しているが、この見解は、他面では、この貴金 属準備が外国為替の状態によって左右される対 外支払準備金であり、かつこの対外支払準備金 によって、国内の通貨発行量を規制するという 原則としても理解できる。

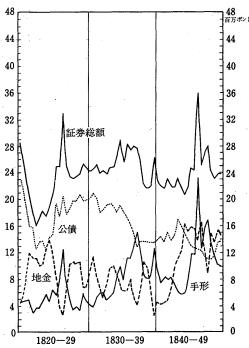
この場合、地方銀行が発行する銀行券(40頁 の表2参照)は、その準備が証券で保有されて いるかぎり、貴金属準備としてはイングランド 銀行保蔵の地金に帰結せざるをえない。その意 味で、イングランド銀行が保有する準備金でイ ングランド銀行券の発行量を規制しようとする 原則(もちろん「原則」であって、「原則は破 られるものである」という自然律が、銀行券発 行の原理(後述B項)にしたがって、1830年代 にも優先したが)は、全イングランドの銀行券 発行量を見据えない近視眼的なものであった。 とはいえ, この段階ですでに, イギリス銀行制 度が、つぎのような矛盾を内包して、基本的に 構築されていたことを確認できるのは, 興味深 い。 — 「〔世界市場貨幣の蓄蔵は〕, 同時に 信用貨幣すなわち銀行券の兌換性の保証として 役立った。このように、それは2つのまったく 違った機能を兼ねていた。といっても、どちら の機能も貨幣の機能から出てくるものである。 というのは、現実の貨幣はつねに世界市場貨幣 であって、信用貨幣はつねに世界市場貨幣にも とづいているからである。」⁴⁶⁾

以上と関連して、最後に、イングランドにおいて、1830年代に発行された信用貨幣(銀行券)について、すこし言及をしておこう。

⁴⁵⁾ T.E.Gregory (ed.), Select Statutes Documents & Reports relating to British Banking 1832—1928 (1st ed., 1929), rep. 1964, Vol. 1, p. 1.

⁴⁶⁾ K.Marx『資本論』 第3巻 25b 689-90頁。



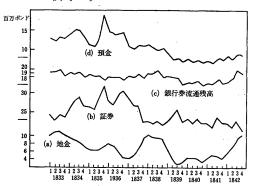


(出所) E.Wood, English Theories of Central Banking Control 1819—1858, 1939, p.191.

(図表1)にみるように、政府の銀行としての一面をもつイングランド銀行の場合、株式銀行と異なり、証券準備のうち公債の占める比重が大きい。しかし、この図表をすこし注意してみると、1つの事実に気づく。それは、のちに具体的に検討するつもりであるが、適格商業手形の保有高が、産業循環(この場合、1825年、1837年、1847年が恐慌の年である)と対応しているということである。したがって、地方の株式銀行、個人銀行のみならず、イングランド銀行においても、景気循環を抽象的・理論的に問題にしようとする場合、国債の問題を相対的に捨象して商業手形の割引と銀行券発行との対応関係で考察することの妥当性が、ここに示唆されているといいうる。

とはいえ, (図表2)は,われわれの,この 見解に否定的な材料を提起しているようにもみ

(図表2) イングランド銀行の資産 (a·b) および負債 (c·d)



(出所) R.C.O.Matthews, A Study in Trade-Cycle History. Economic Flunctuations in Great Britain 1833—42, 1954, p.170.

える。というのは、産業循環に対応して商業手形 (証券全体ではない)保有額が増減していると はいえ、イングランド銀行券の流通高は、他の 要素との相対でほとんど変化していないからで ある⁴⁷⁰。だが、このことは、商業手形の保有量 とイングランド銀行券(およびその他の地方銀 行券)の現実の流通量との対応性、産業循環と イングランド銀行券(およびその他の地方銀行 券)の現実の流通量との対応性を否定する契機 には、けっしてならない。「忘れてはならない のはだいたいいつでも1,900万から2,000万の銀 行券が公衆の手にあるとはいうものの、これら の銀行券のうち一方の現実に流通している部分 と、他方の運用されずに準備金として銀行に寝 ている部分との割合は、たえずかなり大きく動

^{47) 1832}年と40年の「頂金の最高と最低の隔差は、12,384千ポンド、証券のそれは10,804千ポンド、地金のそれは 8,178 千ポンドも変動し、地金の流出入と共に変動すべきはずの通貨は 3,000 千ポンドしか動かなかった。イングランド銀行の措置は通貨を平準化し、頂金、証券および地金を変動させる結果になった。」(House of Common Debates, Vol. LXXIV(Series 3)、20th May 1844、col.1361)— T.E.Gregory, British Banking Statutes & Reports, Vol. 1, p.xviii および W.T.C.King, op. cit., footnote 1 at p.79(訳 107頁)に引用されている。訳は後者による。

揺しているということである。もしこの準備金が大きく,したがって現実の流通量が少なければ,それは貨幣市場の立場からは,流通は十分で貨幣は豊富だ(the circulation is full, money is plentiful)ということである。準備金が小さく,したがって現実の流通が十分ならば,貨幣市場は,流通は少なく,貨幣は足りない(the circulation is low, money is scarece)と言う。すなわち,遊休している貨幣資本を表わす部分の額が小さいのである。」48)

それゆえ、われわれは、イングランド銀行お よび地方銀行券の現実の流通量については、た とえば (表2) にあらわれているような統計的 数値で一義的に理解するのではなく,産業循 環,とりわけ商業信用の限界の度合――これは, たとえば 手形割 引をした場合の還 流の規則性 の度合として、銀行の手形保有高にあらわれる ---との対応で問題とする必要がある。これに ついて、『資本論』では、こう述べられている。 ――「産業循環のそれぞれの局面に対応する流 通手段の額の変動は, これ〔季節的変動〕より もずっと大きくて持続的である。 {前貸をして もその還流が規則的に行なわれて信用にも動揺 が起きないというような商況が続くかぎり、流 通の膨張収縮はただ産業家や商人の必要に適合 することになる。少なくともイングランドでは 卸売商業については金は問題にならないし、金 の流通は、季節的変動を別とすれば、かなり長 い期間に亘ってほぼ不変な大きさとみなすこと ができるので、イングランド銀行券の流通高は これらの変動の十分に正確な測度器になる。恐 慌のあとの沈静期には流通高は最も少なく, 需 要が復活するにつれて流通手段にたいする需要 も大きくなり、繁栄が進むにつれてますます大

48) K.Marx『資本論』 第3巻 25b 678頁。

きくなる。流通手段の量は過度の緊張や過度の 投機の時期には頂点に達する――そこで恐慌が 突発して,昨日まではまだまだあんなに豊富だった銀行券が一夜のうちに市場から姿を消して しまって,それとともに,手形を割引く人も有 価証券に前貸する人も商品を買う人もいなくな る。イングランド銀行が助けに行くことになる ――しかしその力もやがて尽きてしまう。万人 が銀行券を求めて叫び,商品所有者たちは商品 が売れないのに支払はしなければならないので 銀行券さえ手にはいるならどんな犠牲でも払お うとしているちょどその瞬間に,1844年の銀行 法はイングランド銀行にその銀行券流通高を制 限することを強制するのである。・・・}」(90)

ここで、産業循環と現実の銀行券の流通高、その割引高および利子率の一般的相関性を知るために、1837年恐慌に至るまでの産業循環の様相を概観しておこう(この点は、のちに、「▼国際的信用機構と一般的世界市場恐慌」で具体的に問題とする)。

1837年恐慌は、1825年の恐慌のあと不況の時期を経て(小循環の好況が1828年、31年にあった)、1833年末から1835年半ばまで(トゥックによると1835年末までつづいた)繁栄期を迎え、1836年春の絶頂期のあと、過剰生産と眩惑的景気の様相が目にみえはじめる。これに対応して支払手段への需要が増大し、イングランド銀行は、過剰取引を抑制するために5月、さらには9月(この時は割引率は5%に引上げられ、イングランド銀行はマーチャント・バンカーが引受けた手形の割引を拒絶した)にバンク・レートを引上げた。しかし、支払手段への需要は止まず、イングランド銀行は積極的に援助に乗りだす。1837年3月にはイングランド銀

^{49) 『}同上書』 第3巻 25b 675-76頁。

行が英米マーチャント・バンカー (アメリカ商 社) に、その引受手形や輸入貨物を担保に援助 したにもかかわらず、4月には綿花価格の崩落 によってアメリカ南部の商社、つづいて東部商 社が倒産した。5月10日にはニューヨークの銀 行が支払停止におちいり、それが全国に波及す る過程で大量のアメリカの金流出が発生した。 このアメリカ側のパニックのあおりで, 6月に は、イギリスの側に'3W'を中心とするアメリ カ商社が倒産し、「パニックの一週間 | 、イギ リスからの金流出がそれに伴った(7月には還 流)50)。

(表4)は、産業循環の上昇局面で、商業手 形、すなわち内国為替手形の振出高が上昇した

こと, 同じことだが商業信用にもとづく取引が 増加したことを教えている。とりわけ、1835年 から36年にかけての伸び率は、1832年から35年 までの2ヵ年の伸び率が12%であるのにたい し、22%という高い率を示している。それに対 応して、イングランド銀行の手形割引額も増加 し、またロンドン割引市場の利子率も上昇して いる。しかし、このような状況は、銀行券流通 高が減少したことを意味するのではない。(表 4)の下の注(*)に述べられているように, 商業信用にもとづく取引高の増大に対応して, イングランド銀行へのロンドン銀行家による預 金はとりくずされ51)、それだけ流通量を増して いるばかりか、40頁に掲げた(表2)からわか

(表4) 1837年恐慌に関係するイギリス国内の金融上の諸指標

指標 年度	イングラン ド銀行保有 地金高	イングランド銀 行によって割引 された為替手形 と約束手形 (単位 100万ポント	イングラン ド銀行券流 通高 :)	振り出され た為替手形 の総額 *	イングラン ド銀行手形 割引歩合 (%	手形割引 市場歩合
1832	6.8	2.2	18.1	194.1	4.00	3.15
1833	10.4	1.3	19.1	204.9	4.00	2.73
1834	8.1	2.2	18.8	211.6	4.00	3.38
1835	6.4	2.8	18.1	229.6	4.00	3.71
1836	6.3	4.5	17.8	280.3	4.39	4.25
1837	6.0	7.6	18.3	258.7	5.00	4.44

* 国内信用拡張(内国為替手形の増加によって反映される)の当然の結果として、イングランド 銀行へのロンドン銀行業者の預金は減少する(単位 100万ポンド)。

(イングランド銀行へ $1832 \cdot \cdot \cdot 1.4$ $1835 \cdot \cdot \cdot 0.9$ の預金高) $1833 \cdot \cdot \cdot 1.4$

 $1836 \cdot \cdot \cdot 0.8$

 $1834 \cdot \cdot \cdot 1.1 \mid 1837 \cdot \cdot \cdot 1.3$

A.D.Gayer, W.W.Rostow and A.J.Schwartz, The Growth and Fluctuation of (出所) the British Economy 1790-1850, 1953, Vol. 1, p.267.

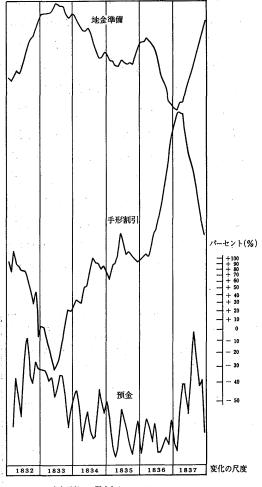
50) R.C.O.Matthews, A Study in Trade-Cycle History: Economic Fluctuations in Great Britain 1833-42, 1954, p. 2; T.Took, A History of Prices and the State of the Circulation from 1793 to 1837, (1st ed., 1837), rep. ed., pp.255-267 (尚, トウックの 『物価史』の訳文は、藤塚知義教授によって、多 年『武蔵大学経済論集』に掲載されている。本稿

るように, 地方銀行の発券量もこの期増加して いる。(図表3)は、この意味では、手形割引量

でもその労訳に大きく負っている。同論集の21巻 1・2号および3・4号をみられたい)。

51) A.D.Gayer, W.W.Rostow and A.J.Schwartz. The Growth and Fluctuation of the British Economy 1790-1850,1953, Vol. 1, p.267.

(図表3) イングランド銀行の地金準備,手形割引および預金の月別変化率(%)(1832-37年)



(出所) Ibid., p. 266.

の増大と実際の銀行券流通量の増加(つまり預金のとりくずし)とが照応関係をもっていることを鮮明に物語っている。それだけではない。ピール条令という人為的規制が存在しない段階では、地金保有高は外国為替(対外支払)と連動しても、必ずしも一義的に国内通貨の流通量を規制していないこと、すなわち、それとは逆に手形の割引量は国内商業手形の量に対応し、その割引量に比例して、イングランド銀行から銀行券が流出(預金の取りくずし)していることが確認される。

この事実は、「流通貨幣 ―― 銀行券と金 - ― の量に影響するものは、ただ取引そのものの要 求だけである」(マルクス)にもかかわらず, 銀行券に兌換保証を与えるために、対外支払準 備金がその発行の目安とされた, すなわち「世 界市場貨幣の蓄蔵が・・・同時に信用貨幣すな わち銀行券の兌換性の保証 | とせられ、この対 外支払準備金の増減に対応して, 発券量, した がってまた割引量(これはバンク・レートによ って操作されるだけでなく, 手形の割引拒否と いう手段によっても操作されたが)が規制され たことを教える。この後者の側面が,1832年 の、いわゆる「パアマーの原則」(前掲44頁)で あったが、(図表3)にみるようにこれが守ら れなかったのは, 国内通貨量は対外支払準備金 によってではなく, 国内取引(もちろん内貨建 貿易取引も含む)の必要によって基本的に規制 されることの、事実的表現にすぎない。

これと関連して、われわれは、再び宇野学派の人々の恐慌論に言及せざるをえない。同学派の人々は、概して、「恐慌期の急性的な信用崩壊の過程」を問題とされる場合に、「その必然的な媒介契機」として、「好況末期の資本の過剰蓄積を示す全体としての利潤率の低落と利子率の騰貴の衝突過程」を抽出され、また利子率の高騰については、それが中央銀行からの金流出一割引利子率の高騰からもたらされるというシェーマで、説明されているからである520。

⁵²⁾ 伊藤誠『前掲書』227-32頁を参照されたい。 ただ,宇野学派内部における意見の相違は,「好況 末期における中央銀行金準備の流出」の必然性を 「原理」的に明らかにする,その方法にあると思 われる。

この点は,世界経済の動態と構造との相関性を 理論的・実証的に解明するという目的をも一方で もっている大著,侘美光彦著『国際通貨体制』で も,確認できる。氏は,そこで,つぎのように述 べておられる。

^{「〔}自由主義段階の〕周期的景気循環は、イギ

ここには、金属準備の増減が銀行券発行に対応するという見解を確認できるが、銀行券流通の法則をピール条令下の人工的な発券「法則」と同義的に扱う、このような「通貨主義」的見解⁵³⁾については、後に改めて言及するであろう。

B 信用貨幣制度と信用・資本の創造

---信用制度の2面性との関連で-

われわれは、いまつぎのことをみてきた。

(1) 1830年代には、すでに、株式銀行と個人銀行の預金銀行業務にもとづいて、イギリス国内の「貨幣資本の管理」のメカニズムが、すなわちこれらの銀行が総体として(もちろん手形引受商会、割引商会を包摂して)、「商業世界全体のために借りるということによって、すべての貸し手にたいして借り手を集中する」メカニズムが、ロンドン貨幣(割引)市場を基軸にして形成された。

(2) これら預金銀行は、その預金支払準備 を証券(とりわけロンドン支払為替手形)で保

リス産業資本の内的な運動を主軸に展開されたこ とが明らかであろうが、しかし同時にこの景気循 環の意義の他の一面は, この運動がイギリスを中 心として世界の景気循環を調整し、世界の商品市 場の価格を規制するという, その世界性にあった ことも明らかであろう。そしてこの世界的連関は, イギリスの世界貿易および世界金融に対する支配 機構をとおしてのみ実現されたが、究極的にはそ れは, 各国の国際収支の変動を通ずる金の国際的 移動に集約される形で展開された。イギリス産業 資本の蓄積さえ, みずからが採用した金本位制に もとづく全信用制度がその軸点としてのイングラ ンド銀行の金準備の変動に照応して伸縮する. と いう立体的機構をとおしてのみ, 周期的運動の形 態を与えられていたのであり、とりわけ循環の基 軸である恐慌は, 直接にこの金移動によって規制 されつつ生起したことが明らかである。この意味 で当時の国際的金移動は、イギリス産業資本の内 的運動とその外部の世界的連関とを媒介し, 連動 する結節点にほかならなかったのである」(『同 上書』5頁)。

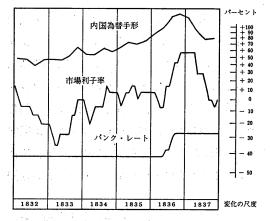
53) 通貨主義者に「残された仕事は,信用流通や銀 行券流通をこれらの法則〔純粋な金属流通の諸法 則〕に 従わせること だった ので ある。」(K. Marx『経済学批判』全集 13 158頁) 有し、現金支払が必要な際には、それをロンドン割引市場(とりわけイングランド銀行)で再割引するか、それらを担保に前貸をうけ、イングランド銀行券を入手した。イングランド銀行券は、1833年の銀行条令では、国家信用を反映した法貨となり、イングランド銀行保有の貴金属準備は、事実上対外支払準備としての性格をもっていた。

(3) 他方, この同じ信用機構——すなわ ち, ロンドン貨幣市場を基軸とする, 一方の全 国の預金銀行の負付可能資本の移転と他方のこ れら預金銀行とイングランド銀行との間の貸付 可能資本の移転(イングランド銀行への預金と イングランド銀行からの借入れ)という、立体 的な信用機構 ―― を、信用貨幣発行のメカニズ ム、すなわち銀行券発行制度として眺めると、 つぎのようになる。銀行券は、当時、イングラ ンド銀行だけでなく, 地方銀行によっても発行 され、後者はその準備として商業手形等証券類 を保有した。地方銀行は、現金が必要な際には (たとえば地方銀行券の取りつけ騒ぎの場合な ど), ロンドン(とりわけイングランド銀行) でそれらを割引くか, それらを担保にして前貸 をうけ、イングランド銀行券に転換した。した がって、全イングランドで発行されている信用 貨幣の兌換性を保障する貴金属準備は、イング ランド銀行に保蔵されている対外支払準備金に 帰結した。――もっとも、当時、イングランド 銀行は地方銀行券の発行量を規制する力は持ち 合せてはいなかったが、消極的なあるいは間接 的な規制としては、発券銀行への再割引拒否に よる発券業務の独占化が指向されたことが指摘 されよう。

(4)とはいえ、信用貨幣の現実の流通量は 貴金属準備に基礎を おいて いるの では ない。

「銀行券の流通は、イングランド銀行の意志に はかかわりがないように、これら銀行券の兌換 可能性を保証する銀行内の金準備高にもかかわ りがない。」銀行券の発行が商業手形と引換え に、それを準備として発行されるかぎり、商業 世界の必要に基盤をおいている。また,銀行券 の流通高が十分であるかどうかの意識は, 商業 信用の拡大とその還流の容易さと規則正しさと がどれだけ維持されているのか、また拡大再生 産(設備拡張,新規企業設立)を反映した資本 の前貸がどの程度増大したかにかかっている。 つまり、割引かれた手形が規則的に還流し、 手形期限の長期化, 手形の書換えなど還流を不 規則にする要因が入りこまなければ、さらには 企業規模の拡張,新規企業設立による資本の前 貸が一時的に大量に発生しなければ、銀行券に よる手形の割引は増大せず、したがって貸付資 本の供給とその需要とが対応して利子率は上昇 ない54)。

(図表) 内国為替手形, 市場利子率, バンク・レート の月別変化率



(出所) A.D.Gayer, W.W.Rostow and A.J. Schwartz, op. cit., Vol. 1, p.268.

以上, (1)・(2)で,貨幣取扱業を基盤とする「利子生み資本または貨幣資本の管理」のメカニズムを,また(3)・(4)で商業信用を基盤とする信用貨幣発行のメカニズムを,19世紀前半期のイギリス信用制度から表象した。この近代的信用制度の2側面のうち,われわれが関心をもつのは後者の側面,すなわち信用貨幣による貸付のメカニズムである。というのは,それは銀行に「利潤」をもたらす「貨幣」前貸の行為であるとともに,銀行券を発行し,通貨を供給するメカニズムでもあるからである。それゆえことで信用貨幣による貸付のメカニズムの経済学的内容について解明しておこう。

これについて、マルクスは、次のように言う。
(a) 「信用制度が発達していて 貨幣が銀行の 手に集中されている場合には、銀行は、すくなくとも名目的には、貨幣を前貸するものである。この前貸は、ただ流通の貨幣に関係があるだけである。それは通貨の前貸であって、それによって流通させられる資本の前貸ではない。」55)

(b) 「・・・銀行業者が与える信用は、いろいろな形で与えられることができる。たとえば、他の銀行あての手形、他の銀行あての小切手、同種の信用開設、最後に、発行銀行の場合には、その銀行自身の銀行券によって与えられる。銀行券は、銀行業者によって個人手形と取り替えられるその銀行業者あての即時持参人払の手形にほかならない。この最後の信用形態は、しろうと目には特に注意をひく重要なものとして現われる。なぜならば、

規制正しさ」を示している。また、1836年の利子率の上昇は「過剰生産と眩惑的景気の時期」の手形還流の不規則性など、支払手段への需要増大を示している。尚、この1836年に取引量(内国為替手形──といっても外国貿易とも大きく関係しているが──の量にあらわされる)が増大していることに注目されたい。(第¶節で具体的に検討する。)

55) K.Marx『資本論』 第3巻 25b 681頁。

第1には、この種の信用貨幣は単なる商業流通にはいり、ここで貨幣として機能するからである。また、たいていの国では、銀行券を発行する主要銀行は、国立銀行と私立銀行との奇妙な混合物として事実上その背後に国家信用をもっており、その銀行券は多かれ少なかれ法定の支払手段であるからである。また、銀行券はただ流通する信用章標を表わしているだけなので、ここでは、銀行業者が取り扱うものは信用そのものだということが明瞭になるからである。[56]

(c) 「イングランド銀行がその地下室にある金属準備によって保証されていない銀行券を発行するかぎりでは、この銀行は価値章標を創造するのであって、この章標は単に流通手段を形成するだけでなく、この銀行にとってはこの無準備銀行券の名目額だけの追加の一架空のだとはいえ一資本をも形成するのである。・・・・

同じことは、もちろん、銀行券を発行する個人銀行にもあてはまる。・・・ニューマーチは、この発行された銀行券の総額の3分の2(あとの3分の1についてはこれらの個人銀行は金属準備を保有しなければならない)を、その額だけ硬貨が節約されるという理由から、『それだけの額の資本の創造』とみなしている。それだからといって、銀行業者の利潤がほかの資本家たちの利潤よりも大きいとはかぎらない。このような硬貨の国民的節約から彼が利潤を引き出すという事実に変わりはない。国民的節約が私的利潤として現われるということは、少しもブルジョア経済学者の感情を害するものではない。なぜならば、およそ利潤は国民的労働の取得だからである。・・・・・

さらに、銀行はそのほかにも資本を創造する手段をもっている。同じニューマーチによれば、地方銀行は、・・・・その過剰資金(すなわちイングランド銀行券)をロンドンの手形仲買人に送り、そ

のかわりに彼らから割引手形を返送してもらう習慣がある。・・・それはまたその地方での諸支払の決済にも役立つのである。というのは、銀行業者の裏書きがこれらの手形に地方的信用を保証しているからである。こういうわけで、このような手形は、たとえばランカシャでは、地方銀行自身のすべての銀行券とイングランド銀行券の大きな一部分とを流通から追い出したのである。

ここで、どのようにして銀行が信用と資本とを 創造するかがわかる。すなわち、(1)自分の銀行 券を発行することによって。(2)21日までの有効 期間をもっているが振出と同時に現金で支払って もらえるロンドンあての手形を振り出すことによって。(3)すでに割引されている手形で払出をす ることによって。このような手形の信用能力は、 まず第1に、また主として、少なくともその地方 にとっては、この銀行の裏書きによってつくりだ されるのである。」⁵⁷⁾ (付点筆者)

これら、(a), (b) および (c) の引用を根拠にして、われわれはつぎのような 3 点の確認をすることができる。すなわち、第 1 に、「銀行券が商業信用からでて一般的流通に入り、貨幣として機能する」のは、「信用制度が発達していて貨幣が銀行の手に集中されている」(引用 a) こと、すなわち貨幣取扱業の一般的発展と結びついた預金銀行業務の発展を前提とする⁵⁸⁾。つまり、銀行券の流通が、歴史的・論

^{57) 『}同上書』 第3巻 25b 697-98頁。

⁵⁸⁾ このことは、商業貨幣の創造、したがって商業 手形裏書譲渡制の形成は、アントワープなど低地 諸国に源をもちながら、銀行約束手形の裏書譲渡 制、すなわち銀行券の一般的流通が、ロンドンで ゴールドスミス・バンカーの預金・貸付業務との 対応で発生したかを教えている(拙著『為替と信 用』第3章第2節および第3節を参照されたい) また、株式銀行網は、イングランド全域の預金

また、株式銀行網は、インクランド全域の損金・貸付業務を銀行の手に集中し、しかもそれをロンドン貨幣市場に凝集させたという意味で、イングランド全域に亘るイングランド銀行券の流通基盤を形成した。その意味で、1826年・33年の銀行

^{56) 『}同上書』 第3巻 25a 507頁。

理的に商業手形の流通に基盤をもちながら⁵⁹⁾,それら商業手形は銀行の準備資産として保有され,銀行券が貨幣機能を代行するのは,貨幣取扱業を基盤とする利子生み資本または貨幣資本の管理のメカニズムが,他面で発展しているからである。このメカニズムの存在ゆえに,銀行は,一方の「信用貨幣」として機能しうる商業手形を他方の信用貨幣である銀行券に転換する行為を,「貨幣の前貸」として現象させ,利子を取得するのである。

第2に、個人の商業手形を銀行券に転換する 行為が、同時に貨幣資本の前貸と同じものとし てあらわれるとすれば、その根拠はどこにある のか、という疑問が生ずる。その根拠は、銀行 が銀行券という価値章標を創造する背後に、産 業資本および商業資本による商業信用の連鎖的 相互供与(これは生産の社会化に根拠をもつ) による貨幣そのものの節約があること、しかも 「このような硬貨の国民的節約」を,銀行資本 が「それだけの額の資本の創造」として, 私的 価値増殖の手段に転化すること(引用c)に求 められる。しかし、この銀行資本の私的性格は, 中央銀行制度によって「社会的 な(すなわち資 本家階級全体の)利益に転化される。つまり、 中央 銀行に全ての 貴金属 準 備を集め、社会が 必要とする流通貨幣量(これは今では手形額面 の総量と関係する) のうち節約された量を中央 銀行がその銀行券を発行することによって、そ の「社会性」が確保される。この意味で, 「中 央銀行は信用制度の軸点である。そして金属準 備はまたこの銀行の軸点であるのである。」

60) 第3に、このように、商業信用にもとづいた

「硬貨の国民的節約」は、中央銀行による信用 貨幣の創造と社会的な貸付資本の創造のメカニ ズムとして, 逆立ちし, 逆転してあらわれるが, これは、つぎのように表現することができる。 すなわち、「まさに信用・銀行制度の発達と そは,一方では,すべての貨幣資本 〔預金によっ て集められたものと、発券によって 創造されたもの とを問わず ――筆者」に生産への奉仕を強制する (または、結局同じことであるが、いっさいの 貨幣収入を資本に転化させる)ことになるので あり、また他方では、循環のなかのある局面 では金属準備をそれが果たすべき機能をもはや 果たせなくなるような最小限まで縮少させるの である。 — じつに、この発達した信用・銀行 制度 こそは、全有機体のこの過度の敏感さを生 みだすのである。|⁶¹⁾

このように、中央銀行制度を軸点とする信用 制度は、再生産構造の基底部で、生産の社会化 にもとづいて形成されている国民的貨幣節約メ カニズム(商業信用の相互供与のメカニズム) に依拠して、信用貨幣を創造し、社会的な貸付 可能資本を 創造する メカニズム として 存在す る。しかも、この創造される貸付可能資本の 量, すなわち中央銀行券の供給量は, 商業世界 の「取引そのものの要求」にもとづいている。 いいかえると, 価値と相対的に背離した市場価 格にもとづいて振り出された商業手形の総量と その還流の規則性の度合とに対応して中央銀行 券は供給される。この価値から背離した価格に 依拠した膨張的発券、すなわち貸付可能資本創 造のメカニズムは、したがって、つぎのような 矛盾をもつものとして存在する。

「信用は、やはり富の社会的な形態として、貨幣 を追い出してその地位を奪ってしまう。生産の社

条令は、中央銀行制度に集約される近代的信用制度への重要な転換点であったといえよう。

⁵⁹⁾ K.Marx『前掲書』 第3巻 25a 502-3頁。

^{60) 「}同上書」 第3巻 25b 739頁。

^{61) 『}同上書』 第3巻 25b 738頁。

国際的信用制度と世界市場恐慌(1)

会的な性格にたいする信頼こそは、生産物の貨幣 形態を、ただ一時的でしかないもの、ただ観念的 でしかないものとして、単なる心像として、現われさせるのである。ところが、信用がゆらげばーそしてそういう局面は近代産業の循環ではつねに 必然的に出現する一、たちまちいっさいの物的な 富が現実ににわかに貨幣すなわち金銀に転化させられなければならなくなる。・・・ 信用制度の発展につれて、資本主義的生産は、このような、富とその運動との金属による制限を、物的であると同時に幻想的でもある制限を、絶えず廃棄しようと 努めながら、また絶えず繰り返しこの制限に頭を ぶつける」のである600。

そこで、われわれは、「信用とそれに伴う一般的な価格膨張とによって助長された過剰生産」という命題にたいし、一定の解答を与えることができる(もちろん、国際的信用は捨象してではあるが)。

商業信用にもとづく取引と預金銀行業の網と が国民的基盤で形成される段階で出現する,中 央銀行を軸点とする信用制度は,国内の全遊休 ・蓄蔵資金を預金銀行群に集中して貨幣資本を 銀行資本の手に集中管理するだけでなく,中央 銀行のもとに集中されている全貴金属準備を越 えて,産業,商業資本の必要に応えて,信用お よび架空な貨幣資本を創造する。したがって,

この近代的信用制度は,一方では,市場価格を 回転軸に商業信用の相互供与にもとづいて展開 される取引, すなわち価値法則の規制から相対 的に自立した基礎上で遂行される取引に必要と される貨幣代替物(=信用貨幣)を人為的に供 給するシステムであり、価格膨張のシステムで ある。と同時に、他方では、それは、社会の遊 休・蓄蔵貨幣(信用貨幣によって代替されてい るが)を銀行(ないし金融機関)の手に集中 し、すべての貨幣資本に生産への奉仕を強制す るシステムでもある。この両側面をふまえて, 信用制度は、社会的消費力の制限を越えて資本 の蓄積衝動を現実に転開させる基本的契機をも っているといえる。これが、盛況期に利子率の 上昇としてあらわれるのは、手形還流の不規則 性、さらには新規企業の設立・設備拡大との関 連においてであり、この段階で一般的競争戦と は異なる, 過剰生産を足場にした陶汰のための 競争戦が展開されてくる。だが、この問題は第 Ⅳ節で取り扱うことにしょう。

 $(1977 \cdot 7 \cdot 25)$

※本稿は、「1977年度信用理 論研 究 会春季 大会」 (5月30日 於慶応義塾大学)において発表した 報告を再整理し、それに加筆したものである。ま た,文部省科学研究費助成金(総合A・代表者木下 悦二教授)にもとづく研究成果の一部でもある。

^{62) 『}同上書』 第3巻 25b 739-40頁。